



水 俣 市

第2期

子ども・子育て支援事業計画

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



令和2年3月

水 俣 市



はじめに

近年、家族の在り方や価値観が多岐に渡るようになり、また一方で全国的に急速な少子化が進行してまいりました。必然的に、子どもたちを取り巻く環境も、大きく、急激に変化してきております。

このような状況のなか、国は、少子化の主たる要因である晩婚化、未婚化、夫婦の出生力の低下等に対応するため、平成15年度に「次世代育成対策推進法」等を制定し、各自治体に行動計画の策定を義務づけました。

本市では、平成17年3月に「水俣市次世代育成支援行動計画～誰もが安心して生み育てられるまち みなまた～」を策定し、平成26年度までの前期5年、後期5年に渡り、水俣の次代を担う子どもたちと保護者の子育て環境を整えていくため様々な事業の展開を目標とし推進してまいりました。

その間、国においては、平成24年8月に、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため「子ども・子育て支援法」を施行し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を本格的に実施するため、新たな計画の策定を各自治体に義務づけました。

本市におきましても、平成27年度から新たに「水俣市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保健・医療・教育・福祉などの各関係機関の連携強化に努め、地域全体で、社会の希望であり、未来をつくる力である子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えていけるまちづくりに取り組んでまいりましたが、このたび、計画期間の満了を迎え、児童福祉のさらなる向上・発展を目指すべく令和2（2020）年度から令和6（2024）年度を計画期間とした第2期水俣市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

また、令和元（2019）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする第6次水俣市総合計画の下、その目指す将来像として掲げております「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち みなまた」の実現のため、重要な一翼を担うものでもあります。

結びに、この「水俣市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、多大な御協力を賜りました「子ども・子育て会議」の委員の皆様、並びに貴重な御意見を賜りました市民の皆様にご感謝申し上げますとともに、今後の福祉行政に御支援御協力賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

水俣市長

高岡 利治

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
(1) 子ども・子育て会議の設置等	2
(2) アンケート調査の実施	3
(3) 国・県との連携	3
(4) パブリック・コメントの実施	3
5 計画の進行管理及び点検	3
第2章 水俣市の現状	4
1 人口の動向	4
(1) 人口ピラミッド	4
(2) 年齢3区分人口の推移	5
2 合計特殊出生率の推移	6
3 女性の年齢階層別労働力率	7
4 未婚率の推移	7
第3章 基本理念、基本的な方向性	8
1 計画の基本理念	8
2 計画の基本目標	9
3 計画の体系	10
第4章 基本目標ごとの取り組み	11
基本目標1 地域における子育ての支援	11
(1) 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる	11
(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる	12

基本目標 2 子どもと親の健康づくり	13
(1) 子どもと親の心身の健康を確保する	13
(2) 子どもの心身の成長のための教育環境をつくる	14
基本目標 3 仕事と子育てを支える地域社会づくり	15
(1) 仕事と生活のバランスがとれた子育て環境をつくる	15
(2) 安心して子育てできる安全なまちをつくる	16
基本目標 4 支援の必要な児童等への取り組みの推進	16
(1) 支援を要する子どもをみんなで支える	16
(2) 支援を要する家庭をみんなで支える	17

第 5 章 子ども・子育て支援事業計画19

1 教育・保育提供区域の設定	19
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	19
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	22
4 教育・保育の一体的提供、推進及び小学校との連携	29

第 6 章 こどもセンター管理運営計画30

1 計画策定の趣旨	30
2 こどもセンターの現状と課題	30
(1) 児童館事業	30
(2) 地域子育て支援拠点事業	32
(3) 多世代交流事業	32
3 運営方針	33
(1) 施設のコンセプト	33
(2) 施設運営の目的	33
(3) 施設の機能	34
(4) 施設運営方針	34
(5) 管理運営形態	35
(6) 開館日、開館時間の考え方	35
(7) 利用料の考え方	35
(8) 運営体制	35
4 今後の目標	36
5 体制及び施設整備	37
6 基本計画推進の方針	37

1 アンケート調査結果報告書の概要	38
(1) 調査の概要	38
(2) 回答者の属性	38
(3) 調査対象家族の特徴	39
(4) 子どもの育ちをめぐる環境	40
(5) 保護者の就労状況	42
(6) 教育・保育の利用状況と利用意向	46
(7) 地域子育て支援拠点事業の利用状況等について	49
(8) 不定期の教育・保育事業の利用について	50
(9) 子どもの病気の際の対応について	51
(10) 小学校における放課後の過ごし方	53
2 児童等に対する必要な支援を行う体制	56
3 水俣市教育大綱	57
4 水俣市子ども・子育て会議委員名簿	58



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国では、これら社会情勢の変化と子ども・子育て支援の質と量の不足に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

本市でも、未来を担うみなまたの子どもたちを地域全体で支え・育み、子育てしやすいまちづくりを進めることが、元気なまち・持続可能なまちにつながるものと考えのもと、平成27年3月に「水俣市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

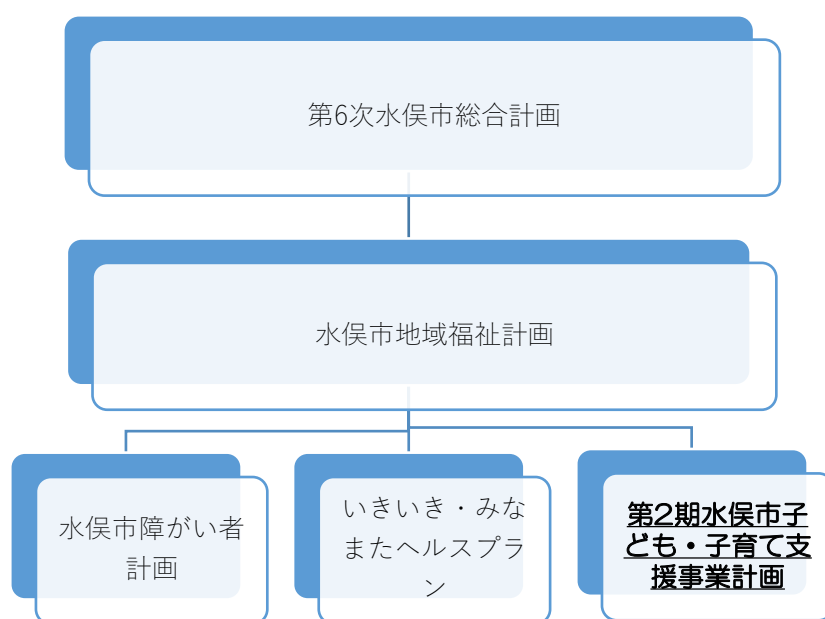
しかし、新制度施行後も都市部を中心に待機児童の解消は進まず、国では待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施を決定し、令和2年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市においては、前計画期間中、教育・保育施設等の待機児童が発生することはありませんでしたが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が施行されたことにより、保育需要のさらなる増加等も見込まれており、これらの状況を踏まえつつ前計画を検証し、引き続き計画的に子ども・子育て支援施策を推進していくため「第2期水俣市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられます。また、次世代育成対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が改正され、法律の効力が令和 7 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

また、水俣市総合計画を最上位計画とし、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた水俣市地域福祉計画や、水俣市障がい者計画、いきいき・みなまたヘルスプラン等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っていきます。



3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度を初年度とし、令和 6 年度を目標年度とする 5 か年計画とします。

4 計画の策定体制

（1）子ども・子育て会議の設置等

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく地方版子ども・子育て会議を設置するなど、地域住民や関係機関の意見を幅広く聞き取り、計画の内容に反映させています。

(2) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

[調査方法及び期間]

調査対象	市内に居住する小学校就学前児童（0歳～6歳）の保護者 796 世帯
調査方法	郵送及び保育園・幼稚園・認定こども園に依頼し配布・回収
調査期間	平成 31 年 2 月 8 日～平成 31 年 2 月 20 日

[回収結果]

回収結果	配布数	有効回収数	有効回収率
	796 件	668 件	83.9%

(3) 国・県との連携

計画の見直しにあたっては、国や県の示す考え方や方向性等との整合を確保しながら策定しています。

(4) パブリック・コメントの実施

計画案を広く公表し意見を求めるパブリック・コメントを実施し、市民から寄せられた意見を計画に反映し計画を策定しています。

5 計画の進行管理及び点検

定期的に計画に基づく事業等の結果を評価し、子ども・子育て会議等での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加を行います。

第2章 水俣市の現状

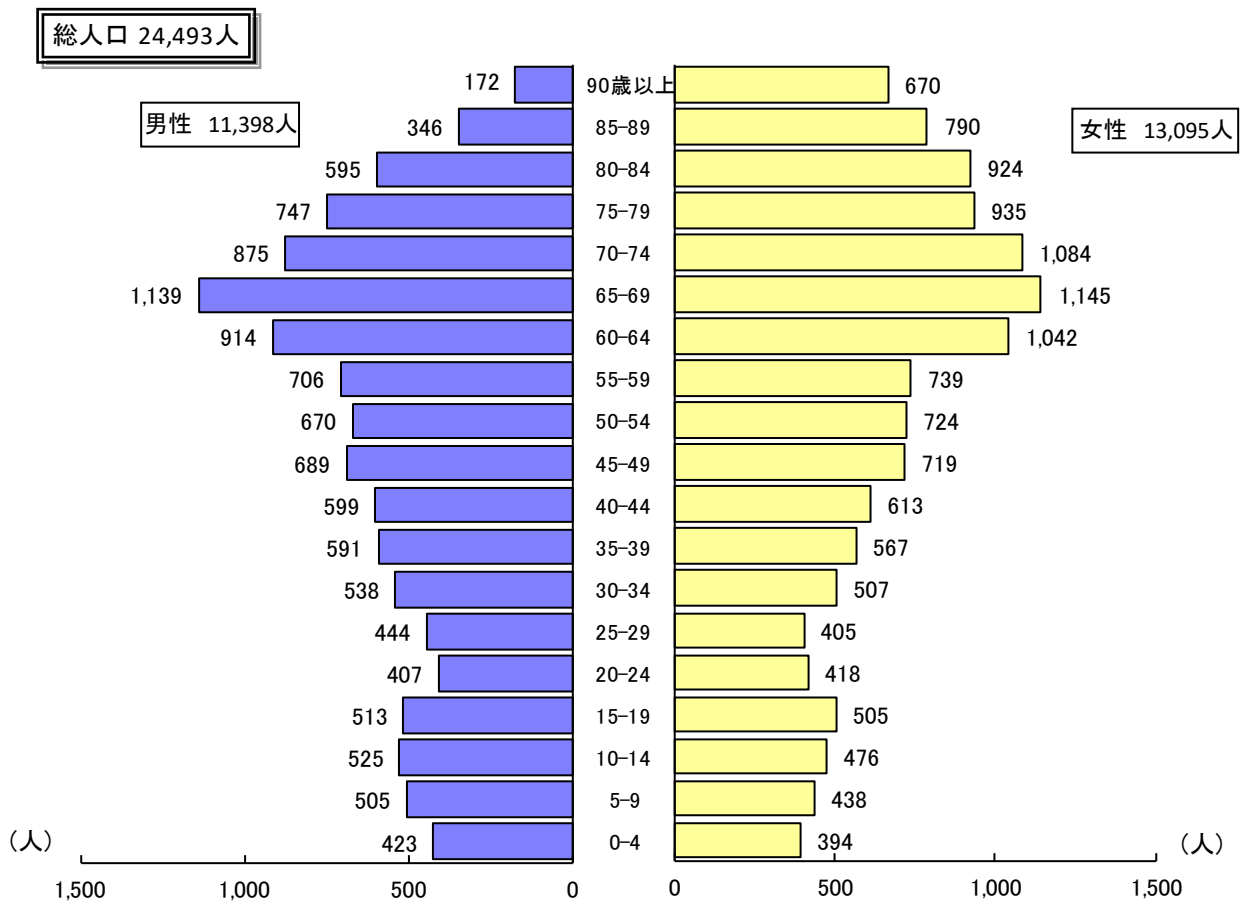
1 人口の動向

(1) 人口ピラミッド

本市の平成31年4月1日現在の総人口は、男性11,398人、女性13,095人の計24,493人です。人口ピラミッドを見ると、男女とも65～69歳の人口が最も多く、特に35歳未満の若い世代の人口が少なくなっていることがわかります。

現在の30代に比べ、これから婚姻適齢期を迎える20代の人口が少ないことから、少子化傾向の継続が懸念されます。

図表 1 人口ピラミッド



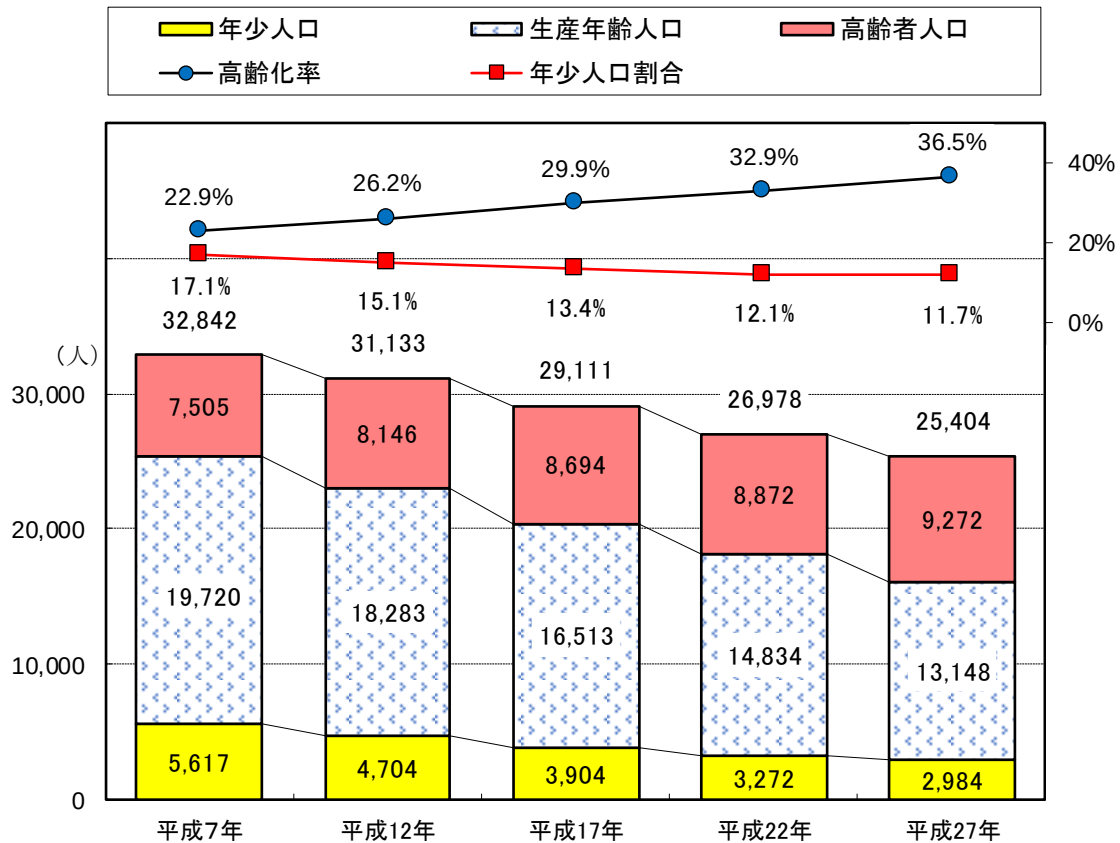
平成31年4月1日（現在）

資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口の推移

人口の推移をみると、全体の人口は減少傾向にありますが、年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少を続けているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けており、少子高齢化は確実に進行しています。

図表 2 年齢3区分別人口・割合の推移



※総人口には年齢不詳を含む。

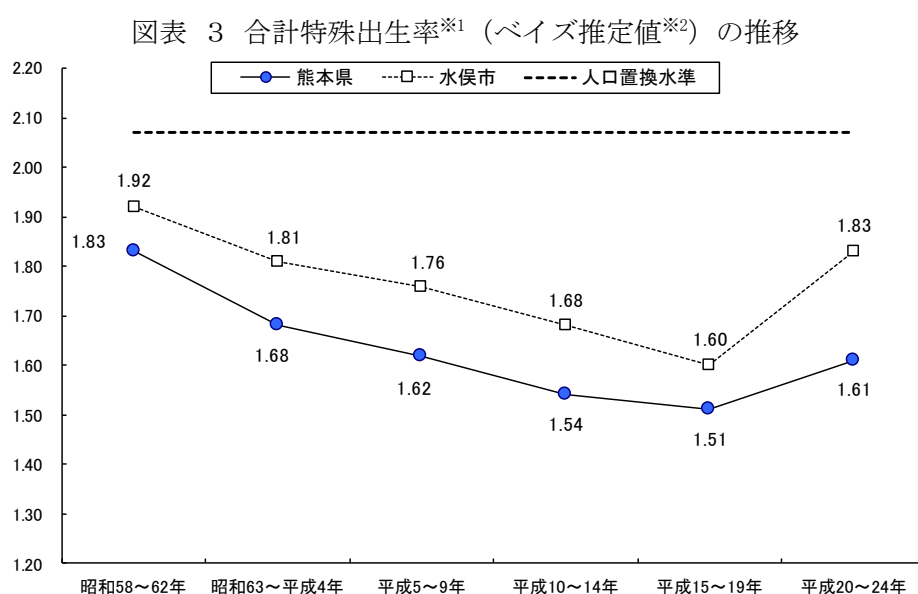
資料：国勢調査

2 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は県平均と比べて高い傾向にありますが、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である 2.07 を大きく下回って推移しています。

本市の合計特殊出生率は、昭和 58 年から昭和 62 年では 1.92 であったのが、減少を続け、平成 15 年から平成 19 年では 1.60 まで低下しました。しかし、平成 20 年から平成 24 年では増加傾向に転じ、1.83 となっています。

人口ピラミッドを見ると、今後も、出産が可能な女性（人口統計上 15 歳から 49 歳と定義）の総人口が減少していくことが予想されます。従って、仮に合計特殊出生率が今後も増加し続けたとしても、本市の出生数の減少傾向に歯止めがかかる見込みは薄いため、合計特殊出生率を高める取組だけでは少子化対策として不十分であると言えます。



資料：人口動態保健所・市町村別統計 人口動態統計特殊報告

※1 合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。

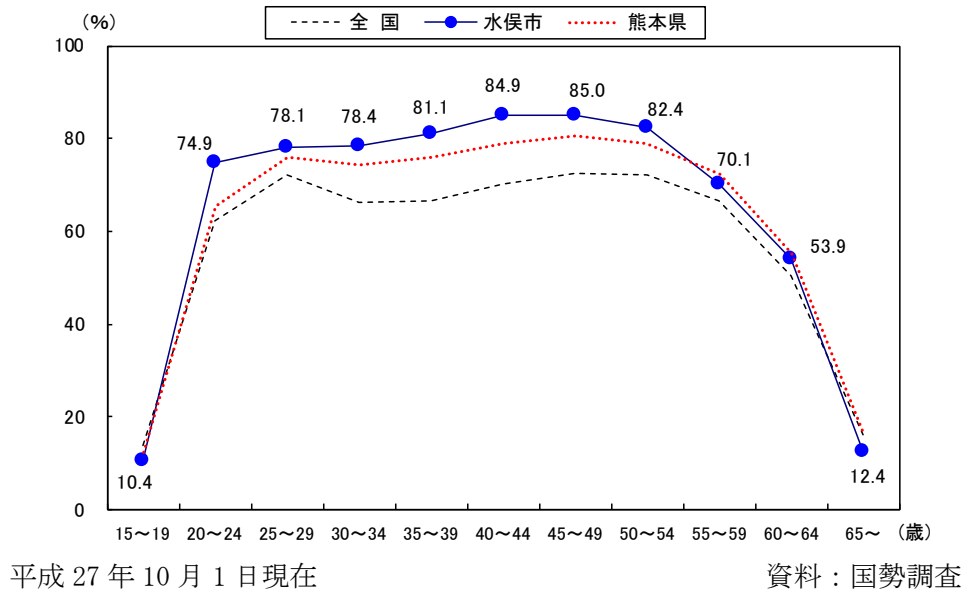
※2 ベイズ推定とは、偶然変動等を抑え、より安定性の高い指標とするために用いられる手法です。

3 女性の年齢階層別労働力率

共働き世帯が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

本市における女性の年齢階層別労働力人口（M字カーブ）をみると、全国平均では30歳から34歳の労働力人口割合が落ち込んでいるものの、本市ではほとんどその傾向がみられないことが分かります。

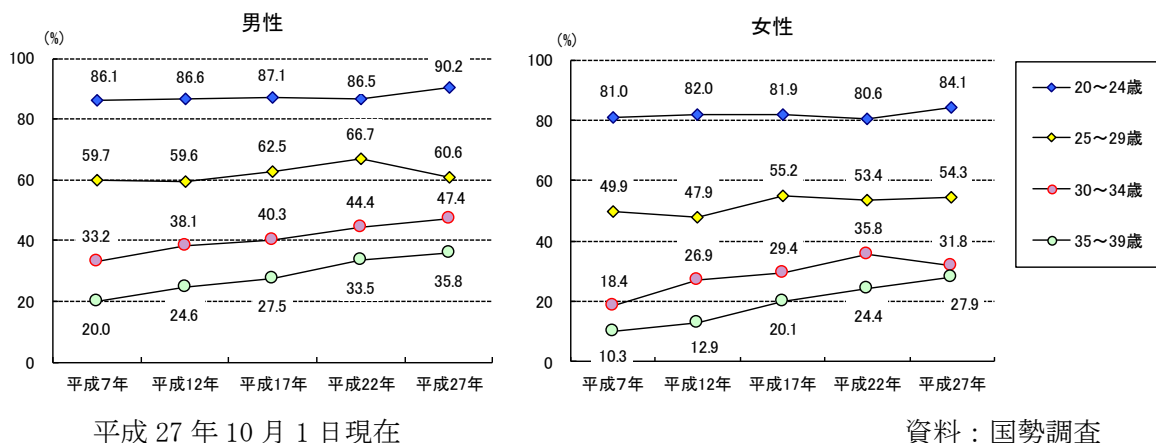
図表 4 女性の年齢階層別労働力人口



4 未婚率の推移

20歳～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、男性の20代後半と女性の30代前半は平成22年度以降減少していますが、その他の階層では年々未婚率が上昇しています。35歳～39歳の女性の未婚率は平成7年では10.3%であったのが、平成27年では27.9%になっているなど、男女ともに、未婚化、晩婚化が進行していることが分かります。

図表 5 未婚率の推移



第3章 基本理念、基本的な方向性

1 計画の基本理念

全ての子どもたちは次代を担うかけがえのない宝です。本市の全ての子どもたちが、家庭や地域の愛情に包まれながら、のびのびと学び、安心して夢と希望を育みながら健やかに成長し、地域社会の一員としてしっかりと育ち幸せに暮らしていくことは、私たち市民全ての願いです。

あらゆる環境下において、等しく子どもたちが学び、成長することができるよう、社会全体がその役割と責任を自覚し、全ての子どもたちの健やかな成長や学びに対する支援、そして、それを支える子育て環境の充実をより一層図っていく必要があります。

本計画においても、前計画の基本理念を引き継ぎ、地域が一体となってみんなで子育てを応援し、親子がいきいきするような子育て支援の環境づくりを実現させるため、「誰もが安心して産み育てられるまち みなまた」を基本理念とします。

〔基本理念〕

誰もが安心して産み育てられるまち みなまた



2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、前計画の体系を踏襲し、子どもと子育てを取り巻く課題を、行政のみならず、地域全体で解決していきます。したがって、前計画と同様、次の4つの基本目標を掲げて施策の展開を図っていきます。

基本目標

1. 地域における子育ての支援

すべての子ども・子育て家庭を支援するために、子どもの状況や家庭環境に合わせて対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。また、子どもの健全な成長のため、社会全体で子育てを支援し、応援していく意識づくりに努め、地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築や児童の健全育成を目指します。

2. 子どもと親の健康づくり

子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、小児医療体制の充実、生きる基本となる食育の推進など、医療・保健・福祉及び教育との連携を強化しつつ、子どもと子育て家庭の保健施策を充実します。また、妊娠期から出産に係る悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じることができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

3. 仕事と子育てを支える地域社会づくり

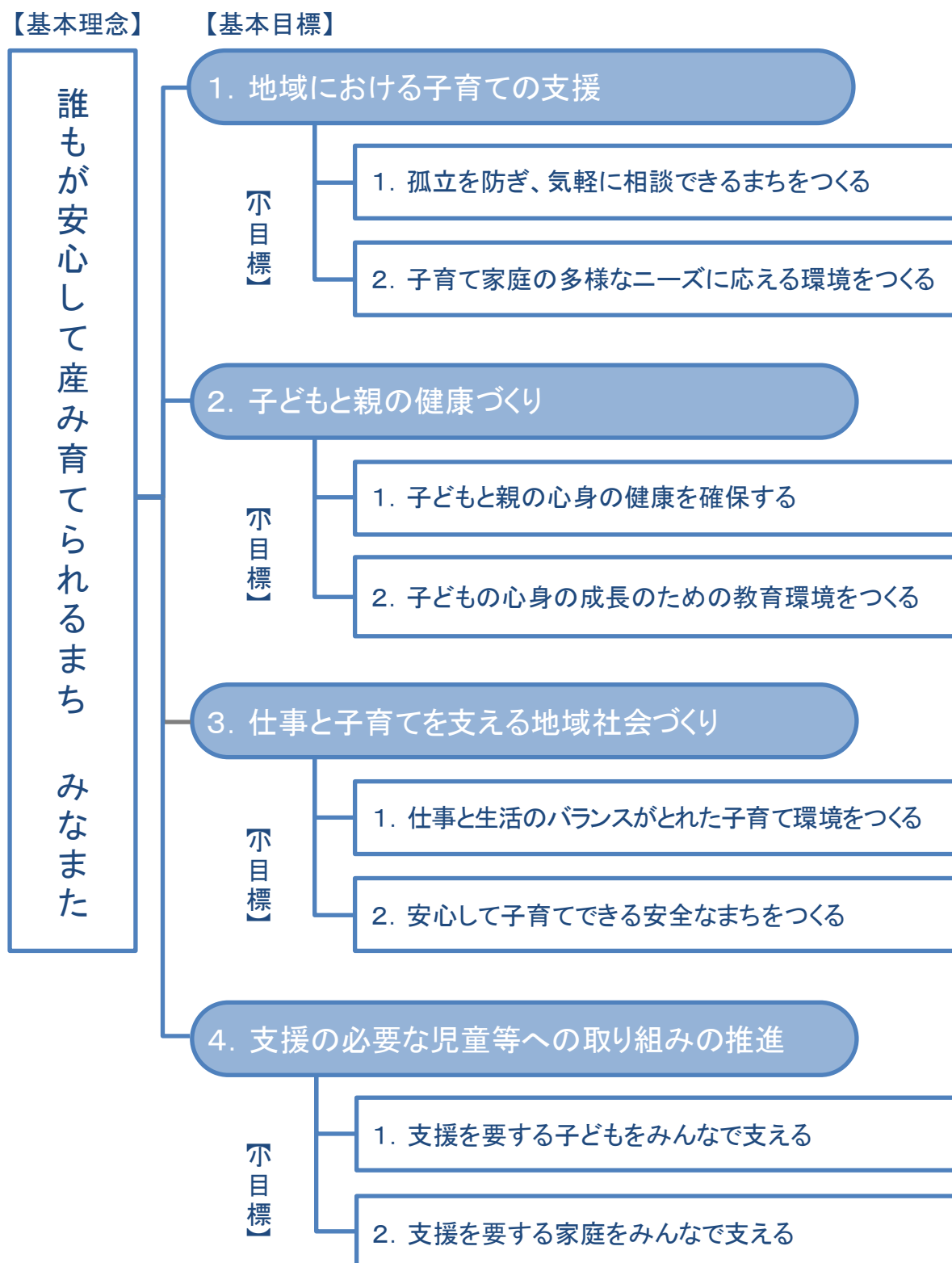
男女がともに協力して子育てをしながら働くことができる社会づくりを進めるため、仕事と家庭の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、安心して仕事と子育てができる環境づくりに取り組みます。

4. 支援の必要な児童等への取り組みの推進

近年、児童虐待が深刻な社会問題になっています。児童虐待による被害があってはならないという認識をすべての人がもつよう、啓発活動に努めるとともに、関係機関の連絡を密にし、児童虐待防止に向けての取り組みを強化します。また、ひとり親家庭については、自立に向けた支援や情報提供等のサポート体制の充実により、生活の安定と子どもの健やかな成長を図っていきます。さらに、さまざまな機会を通じて疾病や障がい
の早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り支援していきます。

3 計画の体系

図表 6 計画の体系



第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 地域における子育ての支援

私たちは、地域の中で全ての子ども・子育て家庭を支援していけるようなまちづくりを進めます。そのために必要なこととして、次の2つの施策目標を掲げます。

- (1) 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる
- (2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる

(1) 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

【現状と課題】

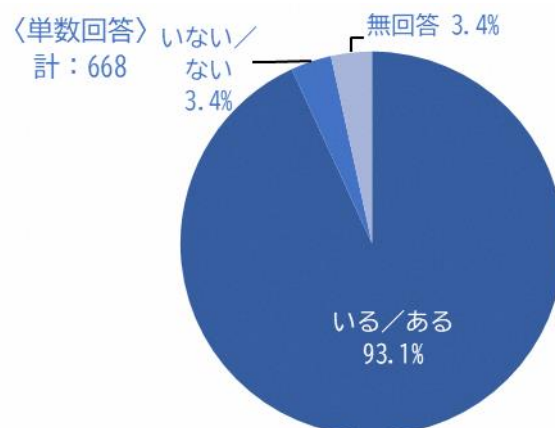
アンケート調査の結果によると、子育てをするうえで、気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」と答えた人の割合は、93.1%となっています。しかし、「いない・ない」と回答した人の割合が3.4%となっており、ここに注目すべきと考えます。

少子化や核家族化の進展、地域における関係の希薄化等の社会環境の変化の中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあると言えます。

困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが子ども・子育て家庭の孤立を防ぐとともに、何か困ったことが起こっても何とかできるという安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、すべての人が子育てしやすいと実感できるまちになります。

図表 7 子育てをするうえで、気軽に相談する相手・場所の有無



【今後の取り組み】

（短期的な目標）

- ・母子保健事業としての各種相談等や、家庭児童相談室や水俣市こどもセンターにおける子育て相談等の充実を図り、子育ての相談や学びの場の充実に努めます。
- ・水俣市こどもセンターのつどいの広場「ぴよぴよ」、児童館事業など、親子交流事業の充実を図り、親子で集い楽しめる機会や場を増やします。
- ・市のホームページ等の子育て情報の充実を図るとともに、より分かりやすく必要な時に必要な情報が手軽に得られるような情報の提供方法について検討を行います。

（中期的な目標）

- ・思春期保健に携わるスタッフの資質向上と人材確保を行い、健康相談・電話相談等の相談体制の充実に努めます。

（長期的な目標）

- ・子育て家庭の孤立化がないよう、地域の方とのつながる環境をつくるため、多世代交流の機会をつくります。

（２）子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる

【現状と課題】

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、子ども一人ひとりのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを支えるという考え方に転換していく必要があります。

また、少年非行やひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題は多岐にわたります。子どもが心身ともに健やかに成長できるような環境を地域全体でつくっていくことが重要です。

今後設置する予定の「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」において、相談窓口を明確化し、地域の子育て支援に関する施設や関係機関等とつながることで、それぞれの子どもや子育て家庭への支援策を確実かつ円滑に実施できるように支援します。

【今後の取り組み】

（短期的な目標）

- ・性教育の推進や、ひきこもり及び不登校に対する支援を充実させ、子どもの健全な育成を図ります。
- ・地域全体で子育てを支える仕組みづくりや、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

（中期的な目標）

- ・子育て世代包括支援センター※、子ども家庭総合支援拠点※を設置し、子どもや子育て家庭の個別のニーズを適切に把握し、それぞれのサービスに確実かつ円滑につなげられる体制をつくります。また、それに必要な専門的人材の確保に努めます。

※子育て世代包括支援センター…妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点

※子ども家庭総合支援拠点…要支援児童及び要保護児童への支援を含む子ども家庭支援全般を行う拠点

基本目標２ 子どもと親の健康づくり

私たちは、子どもと親ともに健康であり、子育ての不安や負担を軽減し、楽しんで子育てができるまちをつくります。そのために必要なこととして、次の２つの施策目標を掲げました。

- (１) 子どもと親の心身の健康を確保する
- (２) 子どもの心身の成長のための教育環境をつくる

(１) 子どもと親の心身の健康を確保する

【現状と課題】

アンケート調査の結果をみると、75.9%がこの１年間に病気やけがで保育園や幼稚園等が利用できなかったと回答しています。

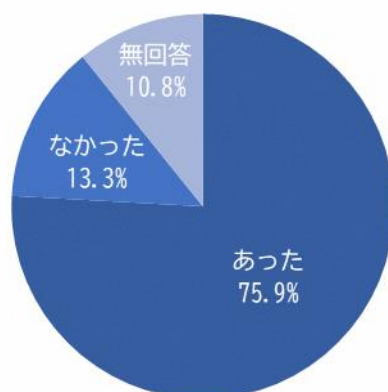
このように、子どもは病気やけががつきものです。子どものけがの予防については、誤飲ややけど、転倒など、子どもの成長に応じて発生する事象もリスクも変化していきますので、日常生活の中でどのような危険性が潜んでいるのかを事前に把握しておくことが重要です。また、子どもの病気の予防には、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、感染症については、予防接種や保護者への衛生管理の周知・啓発等の取組が有効です。

また、妊娠中の母体および胎児の健康を確保し、安全に出産を行うためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

特に、喫煙は早産や低出生体重、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支喘息等の原因となるほか、たばこの誤飲、誤食等などの事故にもつながりかねません。これらを防ぐため、たばこと喫煙の害についての知識を普及させ、喫煙の防止、禁煙・分煙等の取り組みを推進する必要があります。

図表 ８ 病気やけがで保育園や幼稚園等が利用できなかったことの有無

〈単数回答〉
計：601



【今後の取り組み】

（短期的な目標）

- ・子どもの成長発達に応じ、適切な時期に健康診査を受けることにより、疾病の早期発見に努め、必要時に適切な対応が取れるよう支援します。
- ・親の心身の健康状態を確認し、疾病の早期発見に努め、必要時に適切な対応が取れるよう支援します。
- ・妊娠期における喫煙・飲酒・薬物乱用による胎児への影響を回避するため、適切な行動がとれるよう正しい情報を提供します。
- ・妊娠中に、出産後の生活に向けた必要な子育て情報を提供します。
- ・予防接種について正しく理解し、適切な接種につながるよう支援します。
- ・子どもの特性に応じて、適切な医療が受けられるように、かかりつけ医を持つことを啓発していきます。

（長期的な目標）

- ・緊急時に安心して医療が受けられる体制を整えます。

（２）子どもの心身の成長のための教育環境をつくる

【現状と課題】

小学校に就学してからの学びの基盤となる力の養成を図るため、就学前教育の充実
に努めるとともに、小・中学校では、子どもが社会の変化の中で主体的に生き抜くこ
とができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲・思考力・表現力等まで含めた確
かな力を身につけ、豊かな人間性と社会性を育むことのできる機会の提供に努める必
要があります。

また、子どもが地域の中で自ら学び考え、問題を解決する力や他人を思いやる心・
感動する心等を育む必要があります。たくましく生きるための健康や体力を備えた
「生きる力」も必要です。そのためには、学校・家庭・地域が連携し、一体となって
子育てに関わることが必要です。

さらに、スマートフォンやタブレット端末の普及により、有害サイトやアプリを通
じた犯罪が問題になっています。「青少年インターネット環境整備法」の改正（平成
30年2月1日施行）により、インターネットの適切な利用に係る周知や保護者に対
する注意喚起などの対策等が必要となります。

【今後の取り組み】

（短期的な目標）

- ・就学前教育を充実させるため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校・家庭・地域
との連携を深め、よりよい環境の提供に努めます。
- ・自ら学び心豊かでたくましく生きる力を備えた児童・生徒の育成を図るとともに、体
験的な活動を通して児童・生徒の学ぶ意欲の高揚に努めていきます。
- ・子どもたちが、生きる基本である正しい食習慣を身につけるため、食育の充実を図り
ます。
- ・子どもや親に対し、喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性について啓発していく機会をつ
くり、適切な行動ができるように支援します。

- ・子どもたちのインターネットの利用について、利用制限に関するフィルタリングの普及や適切な利用についての啓発活動を行います。

(中期的な目標)

- ・児童の健全な育成を図るため、放課後の居場所づくりを推進し、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の拡充を図るほか、社会教育や社会体育、放課後子ども教室など、すべての児童を対象にした放課後の遊びや学び、交流活動等の場の充実に努めます。

(長期的な目標)

- ・安全で身近に利用できる公園の整備を推進します。また、各公園の維持管理を徹底し、ふれあいの場を提供するため、広く公園の利用促進を図ります。

基本目標3 仕事と子育てを支える地域社会づくり

私たちは、多様な生活様式に合わせた育児環境のあるまちをつくります。そのために必要なこととして、次の2つの施策目標を掲げました。

(1) 仕事と生活のバランスがとれた子育て環境をつくる

(2) 安心して子育てできる安全なまちをつくる

(1) 仕事と生活のバランスがとれた子育て環境をつくる

【現状と課題】

共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と家庭を両立し、安心して働き続けることができる環境を整備することは、ますます重要な課題となっています。

仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の意識が高まるなか、父親が母親とともに家庭の子育ての役割を担うことができるよう、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。女性の就労しやすい環境づくりとあわせて、男性の「働き方の見直し」に向けた啓発を進めていくことが必要です。

今後も、妊娠、出産に関する希望の実現のため、地域の実情にあったニーズに対応し、妊娠・出産等に関する情報提供、社会環境の整備等に係る切れ目のない支援を推進していくことが求められます。

【今後の取り組み】

(短期的な目標)

- ・妊娠・出産等に関する正確な情報提供や相談、社会環境の整備等に係る切れ目のない支援を推進していきます。
- ・保護者の病気時の保育や育児疲れの解消等を目的とする一時預かり等を実施していきます。利用希望者への充実した情報の提供を行います。

(長期的な目標)

- ・市内の企業等と連携し、「働き方の見直し」に向けた啓発を進めていきます。

(2) 安心して子育てできる安全なまちをつくる

【現状と課題】

子どもが犠牲になる事件や事故は後を絶たず、私たちが住んでいるまちでも、いつでも起こる可能性があります。

誰もが安心して子育てができるように、防犯や事故防止対策の更なる充実が求められます。

【今後の取り組み】

(短期的な目標)

- ・市民の交通安全に対する意識を高めるため、幼児期から成長段階に合わせた交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。
- ・警察、学校、PTA、ボランティア団体等を含めた地域安全組織との連携により、パトロール活動等の実施や情報交換・連携強化に努め、犯罪・非行が発生しないまちづくりに努めます。

(中期的な目標)

- ・通学路等の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。

(長期的な目標)

- ・子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、子ども110番の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

基本目標 4 支援の必要な児童等への取り組みの推進

私たちは、支援が必要な子どもや家庭をみんなで支えるまちづくりを行います。そのために必要なこととして、次の2つの施策目標を掲げました。

(1) 支援を要する子どもをみんなで支える

(2) 支援を要する家庭をみんなで支える

(1) 支援を要する子どもをみんなで支える

【現状と課題】

支援を要する子どもを、家族はもとより地域全体で支えることが必要です。しかしながら、いじめなど、問題が一見して分かりにくいものもあり、普段から子どもに注意を向けるよう私たちの意識が問われていると言えます。

また、心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くのハードルがある子どもについては、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでそのハードルを少しずつでも取り除いていくことが大切です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、地域の障がいがあ

る子どもやその家庭を温かく見守り、支えていくことが必要となります。障がいがあるために、様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制も確立されなければなりません。

どのような課題に対しても適切な対応が迅速にできるよう、支援体制を整えていく必要があります。

【今後の取り組み】

(短期的な目標)

- ・発達に課題のある子どもを早期に発見し、適切な支援を行うことで、子どもの能力を最大限引き出していけるよう体制整備を図ります。
- ・特別支援教育支援員を学校に配置し、特別支援教育の充実を図ります。また、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握して、適切な指導や必要な支援を行うためにスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど専門家、専門機関の活用と連携を検討していきます。
- ・子どもに応じた適正な就学を図るために、保護者への情報提供と相談を行っています。今後も各関係機関の連携を深め活動を推進します。
- ・子どもの発達に不安を持っている保護者への相談や指導を行い、療育機関等の関係機関と連携して早期発見から早期療育につなげていきます。
- ・障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援及び障がいのある児童を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。
- ・医療的ケア児（日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児）について、保育所・認定こども園と連携して受け入れ態を整えます。

(2) 支援を要する家庭をみんなで支える

【現状と課題】

多くの家庭が、住宅・就労・家事・子育て・教育等に関する様々な悩みや問題を抱えていますが、そのような家庭や子どもを支え、問題を解決に導くためには、相談体制のより一層の充実が求められます。

特に、近年深刻な社会問題となっている児童虐待は、子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害ですが、家庭の中で行われていることが多いため、把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが大切ですが、そのためにも、家庭内や地域で子どもや子育てする人が孤立しないような施策が必要です。

また、ひとり親家庭等が持つ悩みや問題については、その生活の実情に即した支援が求められます。

【今後の取り組み】

（短期的な目標）

- ・悩みや問題を抱えた家庭が孤立しないよう、相談しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児の不安の軽減を図りつつ、児童虐待の予防啓発及び早期発見に努めます。
- ・養育に支援が必要な家庭の状況を把握し、保育所等や学校などと連携を取りながら、こどもの権利を最優先に考え、支援します。
- ・家庭相談員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、保健師など関係機関が連携して児童虐待等の被害を受けた子どもの状態に応じてきめ細やかな支援を行います。
- ・ひとり親世帯への相談体制の更なる充実及び必要な情報提供に努めます。

（中期的な目標）

- ・子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点等における子育てに関する相談窓口において、多様化する子どもや家庭に関する相談に関係機関と連携しながら対応していきます。
- ・広報紙やホームページ、パンフレット等を活用して、児童虐待防止法等に関する情報を提供し、児童虐待防止に対する啓発を進めます。

※【今後の取り組み】における目標期間について

短期的な目標：現在すでに実施しており、さらに充実を図るもの及び概ね1～2年以内の実施を目指すもの

中期的な目標：概ね3～5年以内の実施を目指すもの

長期的な目標：概ね5～10年以内の実施を目指すもの

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、その地理的条件も踏まえ、行政区や小学校校区単位で需給調整を行うには範囲が狭いと考えられること、本市内の幼稚園・保育所・こども園において、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育施設の利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、引き続き市全域を1つの教育・保育提供区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

※「保育」には、教育に関することを含みます。

【現状】

本市内には、現在幼稚園1園、保育所6園、認定こども園6園が設置されており、他に旧制度の幼稚園も1園あります。近年の保育需要の高まりにより、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、年度当初はもとより年度途中においても待機児童は発生していない状況です。

図表 9 見込み量と確保方策（教育・保育事業）

（単位：人）

		令和2年度				令和3年度			
①量の見込み		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
		93	425	114	260	93	426	111	240
確保方策	幼稚園(未移行)	80				80			
	保育所		291	60	189		291	60	189
	認定こども園 (幼稚園部分)	138				138			
	認定こども園 (保育所部分)		171	22	111		171	22	111
	地域型保育事業			0	0				0
	合計(②)	218	462	82	300	218	462	82	300
広域委託分③		0	1	1	0	0	1	1	0
広域受託分④		2	36	9	22	2	35	9	22
(②+③)-(①+④)		123	2	▲40	18	123	2	▲37	38

		令和4年度				令和5年度			
①量の見込み		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
		89	409	106	240	85	388	103	240
確保方策	幼稚園(未移行)	80				0			
	保育所		291	60	189		291	60	189
	認定こども園 (幼稚園部分)	138				138			
	認定こども園 (保育所部分)		171	22	111		171	22	111
	地域型保育事業				0			0	
	合計(②)	218	462	82	300	138	462	82	300
広域委託分③		0	1	1	0	0	1	1	0
広域受託分④		2	34	9	22	2	33	9	22
(②+③)-(①+④)		127	20	▲32	38	51	42	▲29	38

		令和 6 年度			
①量の見込み		1 号	2 号	3 号	
				0 歳	1, 2 歳
		77	366	98	230
確保 方 策	幼稚園(未移行)	0			
	保育所		291	60	189
	認定こども園 (幼稚園部分)	138			
	認定こども園 (保育所部分)		171	22	111
	地域型保育事業			0	
	合計(②)	138	462	82	300
広域委託分③		0	1	1	0
広域受託分④		2	32	9	22
(②+③)-(①+④)		59	65	▲24	48

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

保育ニーズについては、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の影響が懸念されますが、就学前児童数の減少に伴い、事業量は計画期間を通して少しずつ減少していく見込みです（前ページ、図表 9 参照）。

【確保の方策】

1 号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和 2、3 年度の 93 人ですが、令和 2 年度から現在の幼稚園 1 園が認定こども園に移行することとなり、定員は 138 人で、対応が可能です。また、新制度に移行していない幼稚園（定員 80 人）への入園も可能となっています。

2 号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和 3 年度の 460（うち広域分 34）人ですが、令和 2 年度からの現在の定員は、保育所、認定こども園を合わせて 462 人（平成 31 年度の利用実績は 379 人）で、ほぼ受け入れ可能となっています。

3 号認定の 0 歳児については、令和 2 年度の利用見込み人数 122（うち広域分 8）人に対し、保育利用定員が 82 人であることから定員ベースで 40 人の供給不足が見込まれます。一方、1、2 歳児については、令和 2 年度の利用見込み人数 282（うち広域分 22）人となっており、令和 2 年度からの利用定員（300 人）で十分受入可能です。0 歳児については、利用見込み数と定員の差が漸減していく見込みであり、既存の保育施設において、3 号認定の中での調整等で対応していきます。

なお、本計画では各施設の利用定員をもとに確保方策の数字を設定していますが、待機児童が発生しそうな場合は定員の弾力的運用も行いながら、保育ニーズへの対応を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超える時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

図表 10 見込み量（延長保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(①)	600人	582人	564人	541人	508人
箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
確保量(②)	600人	582人	564人	541人	508人
箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

就学前児童数の減少に伴い、事業量は年々減少すると見込まれており、現状で受け入れ可能となっています。

【確保の方策】

現在の事業規模を維持します。

(2) 放課後児童健全育成事業

日中保護者が労働等により家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に保育園や小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊びや生活の場を提供することで、その健全な育成を図る事業です。

図表 11 見込み量（放課後児童健全育成事業）学童クラブ

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量①	1年生	73人	69人	66人	67人	71人
	2年生	66人	63人	60人	57人	58人
	3年生	41人	41人	39人	37人	35人
	4年生	42人	44人	44人	41人	39人
	5年生	20人	21人	21人	21人	20人
	6年生	11人	10人	10人	10人	10人
	計	253人	248人	240人	233人	233人
確保量(②)		248人	248人	248人	248人	248人
②－①		▲5人	0人	8人	15人	15人

アンケート調査結果から学年別の利用意向に基づき推計した事業量を量の見込みとしました。

【確保の方策】

確保の方策としては、前期計画の目標では8か所を目標値としていましたが、現状では6か所（公設民営3、民設民営3）であり、目標を達成できていません。また、待機児童も発生している状況から、既存施設の増設や新設等を検討していきます。

併せて、放課後における児童の多様な居場所づくり及び地域が一体となって子どもたちを育てるしくみづくりの観点から、放課後子ども総合プランに基づき、福祉と教育の一体的又は連携による「放課後子ども教室」の実施について1か所以上の設置も含め検討します。その際は、関係課において協議を重ねるとともに、社会教育や社会体育、各関係機関とも連携を取りながら総合的な放課後児童対策の在り方について十分な検討を行います。

また、地域における安全な遊び場や学び場など、子どもたちを地域全体で見守り、支えるための取り組みについて、様々な視点から推進していきます。

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

図表 1 2 見込み量（子育て短期支援事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①)	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日
確保量 (②)	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

アンケート調査結果に基づき、量の見込みは毎年度 35 人日と設定しました。

【確保の方策】

明確な定員は定められていないため、利用実績に鑑み、既存施設において対応します。また、乳児の預かりもできるよう検討します。

（4）地域子育て支援拠点事業（0～2歳児）

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

図表 1 3 見込み量と確保量（地域子育て支援拠点事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 (①)	490 人日	456 人日	449 人日	436 人日	417 人日
確保量 (②)	490 人日	456 人日	449 人日	436 人日	417 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

アンケート調査結果に基づき量の見込みを設定しました。

【確保の方策】

明確な定員は定められていないため、利用実績に鑑み、既存施設において対応予定ですが、関係施設との連携も検討していきます。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

図表 14 見込み量と確保量（幼稚園(認定こども園)における在園児に対する一時預かり)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(①)	16,851人日	16,988人日	16,166人日	15,481人日	14,111人日
箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
確保量(②)	17,068人日	17,068人日	17,068人日	17,068人日	17,068人日
箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
②－①	217人日	80人日	902人日	1,587人日	2,957人日

※実施箇所数は補助事業5箇所、自主事業5箇所

幼稚園の利用が見込まれる1号認定のうち、ふだん保育の必要がなく一時的な利用が想定される児童数と、保育の必要があり恒常的な利用が想定される児童数に連動させる形で見込量の設定を行いました。現在の受け入れ可能枠は年間17,068人日で、受け入れ可能となっています。

図表 15 見込み量と確保量（一時預かり事業(その他)）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(①)	406人日	372人日	370人日	359人日	344人日
箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
確保量(②)	1,030人日	1,030人日	1,030人日	1,030人日	1,030人日
箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
②－①	624人日	658人日	660人日	671人日	686人日

アンケート調査結果に基づき量の見込みを設定しました。

現在の受け入れ可能枠は年間1,030人日で、十分受け入れ可能となっています。

【確保の方策】

現在の事業規模を維持します。

（６）病児・病後児保育事業

病児または病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。本市においては、病児対応型１施設、体調不良児対応型についても２施設（認定こども園２園）で実施しています。

図表 １６ 見込み量と確保量（病児・病後児保育事業）※病児対応型

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量（①）	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日
確保量（②）	879 人日	879 人日	879 人日	879 人日	879 人日
②－①	629 人日	629 人日	629 人日	629 人日	629 人日

アンケート調査に基づく推計事業量は利用実績との乖離が多かったため、量の見込みとしては、平成 30 年度利用実績を踏まえ 250 人日としました。現在の受け入れ可能枠は年間 879 人日で、十分受け入れ可能となっています。

【確保の方策】

現在の事業規模を維持します。

（７）ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

図表 １７ 見込み量と確保量（ファミリー・サポート・センター事業）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
見込み量（①）	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
確保量（②）	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

ニーズ調査結果からは事業ニーズは出てきませんでしたが、実際には利用があっているため、実績値に基づき設定します。また、事業の周知をさらに図ります。

【確保の方策】

現在の事業規模を維持します。

(8) 利用者支援事業

子ども・子育ての推進にあたって、妊娠期から子育て期の母子保健や育児に関する悩みや、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用等について、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、また、関係機関との連絡調整等を実施支援する事業です。

図表 18 見込み量と確保量（利用者支援事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 (①)	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保量 (②)	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近に利用できる場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされています。

【確保の方策】

現在、事業は展開しておらず、情報提供や相談・援助は市窓口や地域子育て支援拠点施設（水俣市こどもセンター）で対応していますが、令和3年度に「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」を設置する予定であることから、水俣市こどもセンターなどで利用者支援事業を実施することを検討します。

今後、各関係機関や関係施設との連携・つながりを図り、子ども及びその保護者や妊婦にさらにもう一步踏み込んだ、切れ目のない支援を行えるような体制を目指していきます。

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査にかかる費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

図表 19 見込み量と確保量（妊婦に対する健康診査）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 (①)	140 人	136 人	131 人	127 人	114 人
確保量 (②)	140 人	136 人	131 人	127 人	114 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

本市の出生数は減少傾向にあり、現在は140人程度で推移していますが、今後も若年女性人口の減少に伴い、少しずつ減少していくことが見込まれます。

【確保の方策】

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。受診票が利用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う事業です。

図表 20 見込み量と確保量（乳児家庭全戸訪問事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 (①)	140 人	136 人	131 人	127 人	114 人
確保量 (②)	140 人	136 人	131 人	127 人	114 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

計画期間中の0歳児人口の推計値を基に量を見込みました。

【確保の方策】

現在の事業規模を維持します。

(11) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる児童や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、援助、その他必要な支援を行う事業です。

図表 21 見込み量と確保量（養育支援訪問事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 (①)	14 人	14 人	14 人	13 人	12 人
確保量 (②)	14 人	14 人	14 人	13 人	12 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

近年の事業実績割合の最大値を基に量を見込みました。

【確保の方策】

各年度、実施機関を水俣市保健センターとし、実施体制を7人として対応します。庁内関係部署との連携により実施体制を整え、見込み量を確保します。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業（新）

新制度未移行の幼稚園に通う低所得世帯の子どもに対し、実費徴収（副食費）の補助を行う事業です。

図表 22 見込み量と確保量（実費徴収に係る補足給付事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 (①)	30 人	30 人	30 人	0 人	0 人
確保量 (②)	30 人	30 人	30 人	0 人	0 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【確保の方策】

保育所・認定こども園・施設給付型幼稚園に通う低所得者世帯（年収 360 万円未満相当）の児童の副食費については、国の制度により実費徴収の免除対象となっていますが、新制度未移行の幼稚園に通う同様の児童については、免除の対象とならないため、保護者間の負担の平等の観点から、市において同等の補助を行います。

本市においては、1 園が対象になります。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新）

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配等に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る事業です。

図表 23 見込み量と確保量（多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 (①)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
確保量 (②)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②－①	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【確保の方策】

対象となる子どもの入園（2 人以上）があった場合に、認定こども園の受け入れ態勢に対し、市において補助を行います。

4 教育・保育の一体的提供、推進及び小学校との連携

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、学校及び児童福祉施設として新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その有用性は高いものであると考えられます。

本市には、現在6園の認定こども園がありますが、令和2年度に幼稚園から認定こども園への移行が1園予定されており、合わせて7園となります。(幼保連携型5、幼稚園型2)

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられており、本市においては、既存保育所及び幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合、保護者のニーズや中長期的な需要等を考慮し、適切な設置を図っていくこととします。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、各関係者との共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて連携を進めていきます。すべての子どもの小学校への就学や中学校への進学の際の学校間の段差を少なくし、円滑な就学が出来るよう、取り組んでいきます。

第6章 こどもセンター管理運営計画

1 計画策定の趣旨

水俣市こどもセンターは、水俣市子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念「誰もが安心して産み育てられるまち みなまた」を実現するための、非常に重要な子育て支援の拠点施設です。

市では、利用者のニーズに即したこどもセンターの運営を目指すために、平成 27 年 3 月にセンター事業全般の管理運営について中長期的視点に立った「こどもセンター管理運営計画」を策定しました。

計画策定後、平成 27 年度に地域療育事業を市内の社会福祉法人に委託したほか、平成 29 年度には、懸案となっていたこどもセンターの整備改修が実施されるなどいくつかの変化がありました。

そこで、子ども・子育て支援事業計画の見直しを機に、こどもセンター管理運営計画についても見直しを行うこととしました。

2 こどもセンターの現状と課題

水俣市こどもセンターは、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設として、昭和 57 年 3 月竣工の旧水俣市立さわやか保育所の園舎を転用し設置された施設であり、老朽化も進んでいましたが、平成 29 年度に園舎の半分の整備改修を行い、子どもたちや市民の皆さんがより安全・快適に利用できる施設となっています。

しかし、当施設を活用していく上で、残り半分の施設の老朽化や狭隘化にどのように対応していくのが引き続き今後の課題となります。

こどもセンターでは、児童福祉法に基づき、子育て中の交流等を促進し、かつ子どもたちの安全な居場所として次世代を担う子どもたちの健全育成、子育ての孤立化の防止、不安感の解消のために子育てに関する相談の実施など、各事業を公設公営で運営しています。

平成 29 年度の整備改修に伴い、平成 29 年度から「多世代交流事業」も開始し、子どもを中心とした多くの世代間の交流も推進しています。

主な事業の現状と課題は以下のとおりです。

(1) 児童館事業

児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、18 歳未満の全ての児童を対象とし、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とする事業です。

(内容)

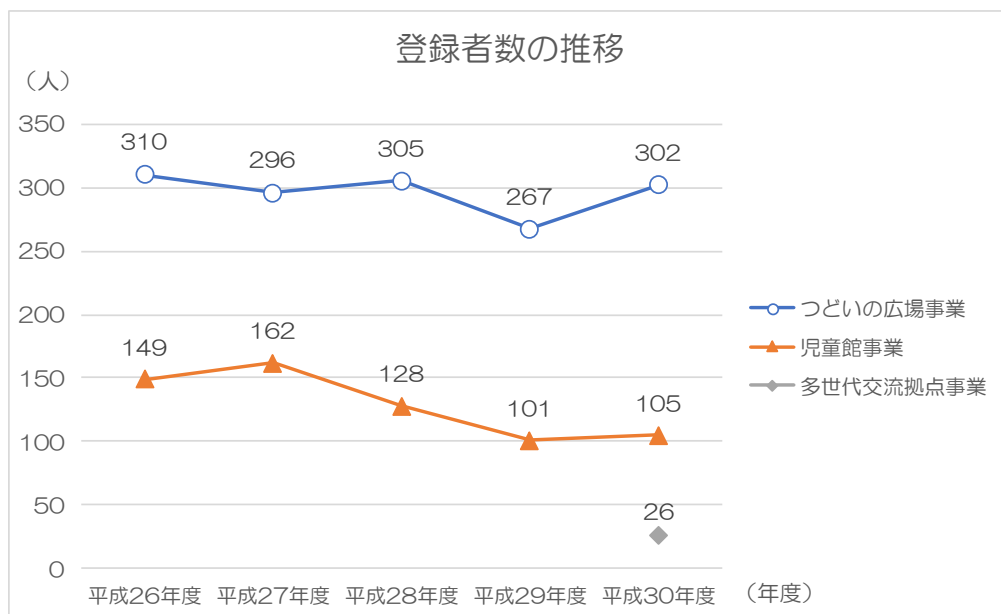
- ・遊びを通じての集団的・個別的指導
- ・健康・体力の増進
- ・放課後児童の育成・指導など

近年の実績を見ると、登録者数については平成 27 年度をピークにおおむね減少傾向にあります。また、利用者については、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大きな減少が見られます（図表 24、25 参照）。

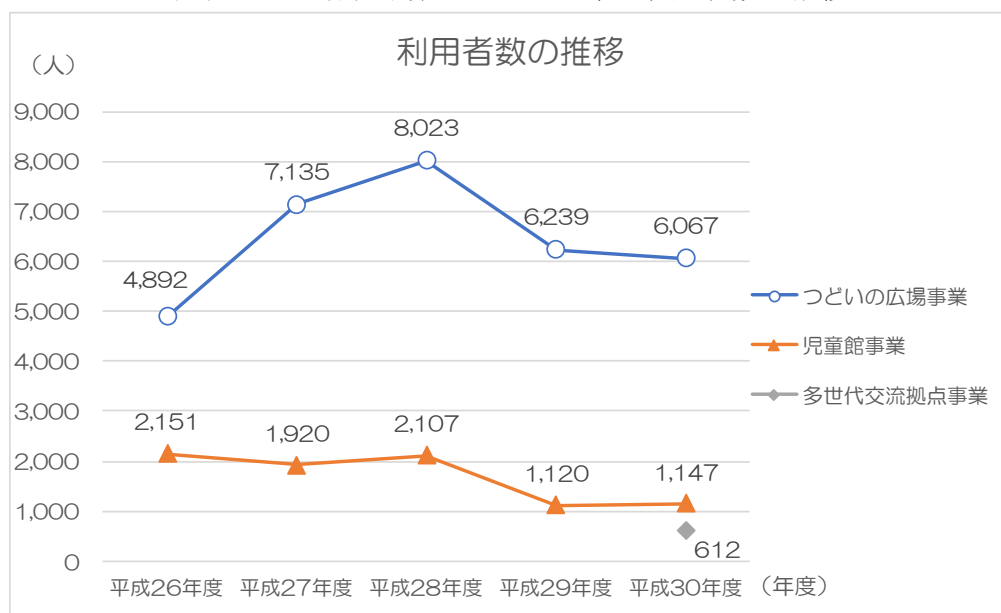
平成 29 年 9 月から平成 30 年 3 月までの約 7 か月間、整備改修のためこどもセンターを一時閉館し、深川生涯学習センター（旧深川小学校）において、事業を運営しました。しかし、市の中心から離れている地域ということもあり、この期間は利用者にとって利用しづらい状況となっていたことが、利用者数の減少の理由の一つとして考えられます。

また、整備改修を機に、こどもセンター以外の施設で展開されている同様の交流事業等に利用者が移行した可能性も否定できません。

図表 24 各事業における近年の登録者数の推移



図表 25 各種事業における近年の利用者数の推移



(2) 地域子育て支援拠点事業

児童福祉法第6条の3に規定する乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。平成19年度から子育て支援センター事業とつどいの広場事業が地域子育て支援拠点事業として再編され、「センター型・つどいの広場」として事業を行っています。

(内容)

- ・ 交流の場の提供・交流の促進
- ・ 子育てに関する相談・援助
- ・ 地域の子育て関連情報提供
- ・ 子育て支援に関する講習など

「つどいの広場」の登録者数についてはおおむね横ばいで推移しています。一方、従来増加傾向にあった利用者数は平成28年度をピークにその後減少に転じています(図表28、29参照)。

児童館事業と同じく、こどもセンターの整備改修の期間につどいの広場を利用できなかった人が他の施設の事業等へ移行したことが、利用者の減少の理由のひとつとして考えられます。

(3) 多世代交流事業

全国的に地域や、世代間のつながりの希薄化が問題となっている中、「多世代交流」が国の重要施策のひとつとなっています。平成29年度の整備改修を契機として、本市においてもこどもセンターを子どもを中心とした世代間や地域の交流拠点として活用すべく、「多世代交流事業」を始めました。希薄化している地域や人々のつながりの再構築を目指した取り組みとして、市内のお店の方が講師となって専門知識やプロのコツを無料で教えるミニ講座「出張まちゼミ」などを行っています。

(内容)

- ・ 出張まちゼミや出前スポーツ教室、いきいき健康教室等の実施
- ・ 木育ひろば※の開催

※木育ひろば…木のおもちゃや木工教室などで、木のぬくもりに触れ、木に親しむイベント。建築士会や高校生ボランティアの協力により実施。

平成30年度の実績は登録者数26人、利用者数612人となっています(図表28、29参照)。

今後、地域の食材を使った料理教室の開催や、木材を使ったおもちゃ作りなどを親子で楽しめる木育ひろばの開催等を予定しており、登録者数、利用者数の増加を図り、こどもセンターにおける子どもを中心とした世代間の交流をさらに図っていくことが今後の課題となっています。

3 運営方針

基本的には前計画の運営方針の内容を踏襲し、平成 29 年度から新しく開始した多世代交流事業の内容も踏まえつつ運営方針を定めます。

また、現在全国的に地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、特に母親の負担が大きくなっています。このような現状から国は就労等により保育の必要性が認められる家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支える取り組みが必要であるという方針を打ち出しており、それらを踏まえた運営方針の設定が求められています。

(1) 施設のコンセプト

- 本施設は、“ふれあい”“つながり”“見守り”を実践し、子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会を実現する“場”を目指します。
- 本施設を、乳幼児から青少年を含む幅広い年代の子どもとその家庭、そして、地域の子育てを総合的に支援する拠点施設として位置づけます。
- 子育て支援を担う多様な担い手が、本施設において各々の知識や知恵を提供しあい、子ども・家庭の課題を見つけ出すとともに、子どもと家族の相談力の向上を目指す拠点とします。
- 全ての妊産婦、乳幼児（就学前）とその保護者に、関係機関と連携し、ワンストップの相談窓口で切れ目ない支援を提供し、安心して育児ができる環境を目指します。
- 市内外の幅広い世代の人々との交流拠点とし、各種事業を通して、地域経済と地域の人々の交流の活性化につなげられるよう、関係する課・機関等と連携を図りながら、人々が安心して暮らし、働き、子どもを産み育てられ、真の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

(2) 施設運営の目的

本施設は、市内の子育てを総合的に支援する拠点施設として、下記の 4 つの目的に沿って運営するものとします。

1. 親子や児童の居場所・交流の場の更なる充実
2. 地域活動、世代間交流の推進
3. 市全体の子育て支援力の向上
4. 総合相談の実現

(3) 施設の機能

本施設は、市内の子育てを総合的に支援する拠点施設として、下記の3つの機能を持つこととします。

1. 交流機能

- 交流スペース、乳幼児親子向けスペース、小学生の遊びスペースなど

2. 相談機能

- 子ども・子育てに関する相談窓口

3. 多世代交流機能

- 地域における自主的活動の支援及び地域の子育てネットワークの構築支援
- 高齢者・退職者等幅広い世代の参画による交流の実施促進等

(4) 施設運営方針

水俣市全域の子育て支援拠点施設として、市民・事業者・行政の協働による管理・運営を重視するとともに、市民へのサービスが円滑に供給され、長期間安定して活用されることを目指します。また、民間の子育て支援施設等の活用や情報の共有、助言等相互連携を深めるとともに、施設の複合化も視野に入れ、以下の運営を目指します。

1. 人とのふれあいを重視した温かみのある運営

利用者が訪れることも多い施設であるとともに、相談機能のある施設という性格から、人と人のふれあいを重視した温かい対応を行い、利用者が安心して訪れることができるよう努めます。

2. 利用者本位の視点による運営

利用者本位の視点から、子育てに関する様々な相談対応を行うことはもとより、サービスがしっかりと市民に行き届くまで見守ることで、市民一人ひとりの満足度の向上を目指します。また、多様な利用者の利用形態を踏まえた開館日時等の検討を行い、誰でも訪れやすい、利用しやすい施設を目指します。

3. 子育て支援ネットワークを活用した活動の推進を重視

本施設のみが総合的に市民に対応するというのではなく、地域全体の多様な子育て支援に関わる複数の担い手が、それぞれの知識と技術を提供しあい、相互に作用しつつ共通の目標達成をめざす、“もやい”づくりを推進します。また、市内の担い手によるネットワーク（子育て支援ネットワーク）を活用した、子育て支援の取り組みや相談対応の推進を行います。

4. 民間資源を活用した多面的な運営

本施設の多様な業務を円滑に推進するため、民間企業・団体、大学、NPO等の人材・ノウハウ・専門性を活用し、多様で質の高いサービスの提供を目指します。

5. 効率的な無駄のない運営によるランニングコストの低減

サービスの質の高さを維持しながら、経費削減の取り組みを行い、効率的で無駄のない運営を目指します。PDCAサイクルを活用し、結果の振り返りを行い、効率的な運営となるよう改善を常に行うよう努めます。

（５）管理運営形態

現在、公立施設の管理運営形態は、大きく分けて、自治体による直営方式と、指定管理者制度による方式の２種類があります。

本施設は、直営方式と、指定管理もしくは業務委託等についても、今後、十分な検討を行い、施設全体として最も市民サービスを効果的に行える方式の実現を目指します。

○本施設が提供する機能における民間活力の活用について

本施設は、公益性・公共性の高い事業と、民間事業者が推進すべき事業が複合することを想定し、総合相談機能、地域の子育て支援機能、企画研究機能、世代間交流・活動拠点業務、施設管理業務など民間事業者の経験・ノウハウ等の活用を検討します。

（６）開館日、開館時間の考え方

利用者の立場に立った開館日や開館時間の設定を検討します。専門機関については、これまでの開館日・開館時間を原則踏襲することとしますが、その他一般利用部門については、多くの人々に利用してもらえるよう、休館日をできるだけ少なくし、いつでもだれでも相談できる場所として開放が可能か検討します。

さまざまな機能が複合する施設であるため、利用特性に応じて機能ごとに運営時間を変えるなど、利用者にとって利用しやすい、柔軟な運営システムを検討します。

（７）利用料の考え方

こどもセンターの基本的機能である子育て世帯や親子の交流を促進し、子育ての孤立化や不安を防ぐため、気軽に来館できるよう、今まで通り利用料は無料とします。ただし、行事内容に応じて、材料費等を徴収します。

また、本来の目的外となる施設の利用等については、一定の基準を設けて施設使用料を徴収することとします。

（８）運営体制

○専門機関を含めた協議体の設置

一体的な運営を推進するため、「こどもセンター運営委員会」を中心に、関係機関等と連携し十分な意見交換を行い、事業の推進を図っていきます。

4 今後の目標

- ・児童館及び子育て支援拠点事業の実施・推進

施設の有効利用に向けた取り組みの実施を検討します。

【重点目標】

子育て支援拠点事業（つどいの広場）登録利用者数

平成 30 年度（現状値）	302 人/年
---------------	---------

令和 6 年度（目標値）	350 人/年
--------------	---------

- ・多世代交流事業の実施・推進

子どもたちを中心とした世代間の交流や地域交流、連携の促進と併せ、出張まちゼミや、「(仮) 地のもんカフェ※」などの事業を模索し、地域の活性化を促進する取り組みも検討します。

子どもたちの健全育成はもちろんのこと、希薄化している地域や人々のつながりの再構築と経済活動も含めた地域の活性化という両方の目的につながる取り組みを検討します。

※「地のもんカフェ」とは、地元の食材を使った飲食物を提供する、経済性も目的とした「喫茶コーナー」をイメージ。

- ・子育て世代包括支援センター（保健センター内）等との連携

子どもの保護者の実情は多様であり、子育てに関する支援を含め、障害の有無、心身の健康状態、世帯の経済状況、親の介護の有無など様々な事情で支援が必要となる場合があります。関連部署・関連機関と連携の下、個々のケースに応じた対応を目指します。

5 体制及び施設整備

- 子育てにおける問題の複雑化・深刻化する現状から、国は令和2年度末までに「子育て世代包括支援センター」の全国展開を目指しています。本市もこれを受け、「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置することを検討しており、これらの機関と連携して、全ての妊産婦、乳幼児（就学前）とその保護者に切れ目ない支援を行える体制を目指していきます。
- 平成29年度に当施設の一部の整備改修を行いました。引き続き施設の残りの整備改修も、財源を含め、関係機関の意見を聞きつつ検討します。
- 今後も引き続き民間の子育て支援施設とも連携しながら、真に利用者のニーズを満たす施設の在り方を総合的に検討していくこととします。

6 基本計画推進の方針

計画の推進にあたっては、子育て当事者の意見を取り入れつつ、市内関係機関・団体はもとより、地域住民、認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設、子ども・子育て支援事業者、学校等とも連携し、各事業を実施していきます。また、毎年度、事業の進捗状況を把握・点検し、必要に応じて内容の見直しを行います。

資料編

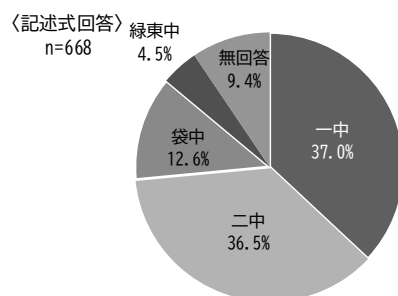
1 アンケート調査結果報告書の概要

(1) 調査の概要

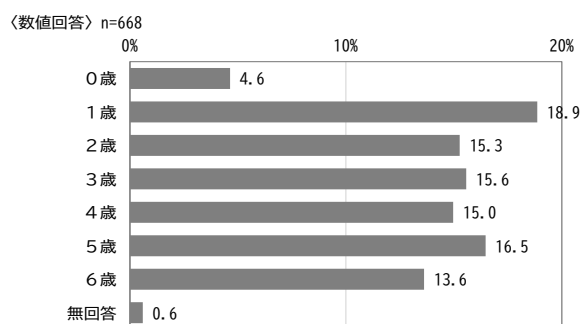
調査対象	市内に居住する小学校就学前児童（0歳～6歳）の保護者 796 世帯
調査方法	郵送及び保育園・幼稚園・認定こども園に依頼し配布・回収
調査期間	平成 31 年 2 月 8 日～平成 31 年 2 月 20 日
回収結果	配布数 796 件 回収数 668 件 無効票 0 件（有効回収率 83.9%）

(2) 回答者の属性

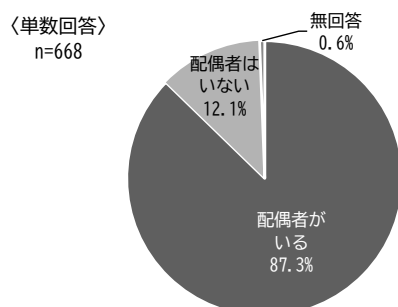
■お住まいの地区（問 1）



■子どもの年齢（問 2）



■回答者の配偶状況（問 4）



(3) 調査対象家族の特徴

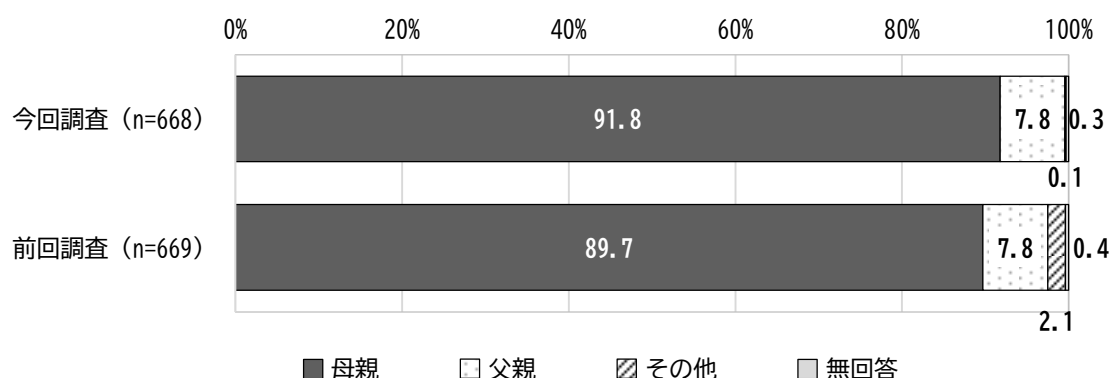
調査対象者は、0歳から6歳までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが母親(91.8%)となっています。

よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

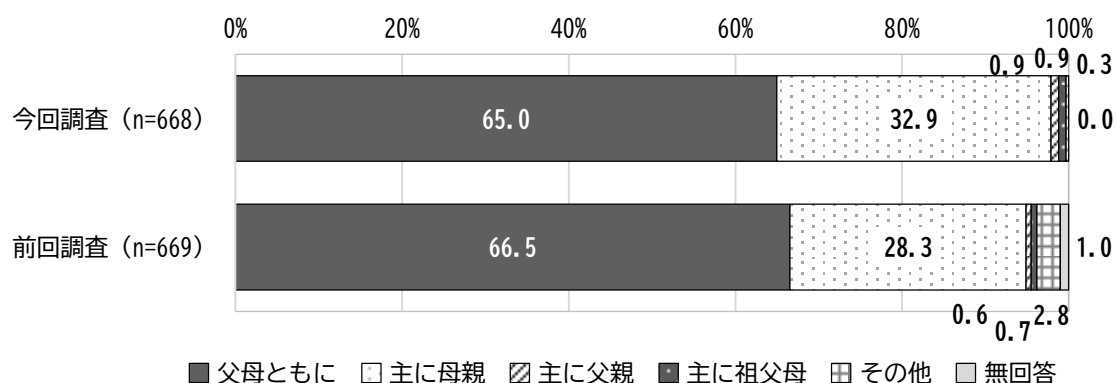
子育てを主に行っているのは、「父母ともに」行っているとする割合が最も高く、65.0%となっています。

平成26年に実施した「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」(以下、前回調査という)と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、就学前児童の保護者においては66.5%が65.0%となり1.5ポイント減少しています。一方で、「主に母親」とする割合は4.6ポイント増加しています。このことから、父親の子育てへの参加は、あまり進んでいないことがうかがえます。

■回答者(問3)



■子育ての主な担い手(問5)



(4) 子どもの育ちをめぐる環境

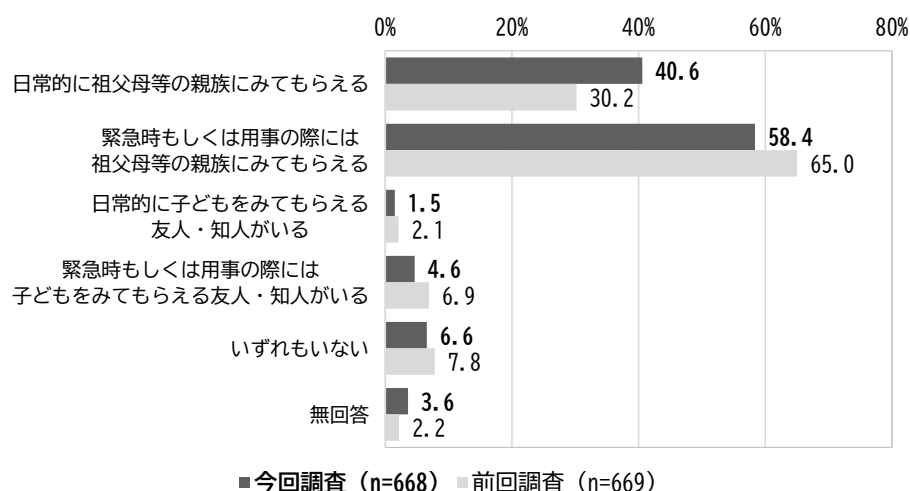
子育てのサポートの有無について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」世帯は40.6%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」世帯は58.4%となっていることから、おおむね5割以上の世帯では、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。一方、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」世帯は4.6%となり、1割以下となっています。

また、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は6.6%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

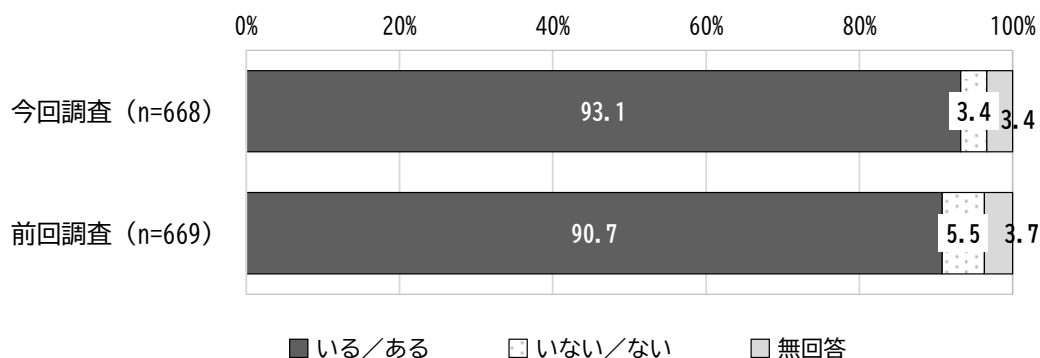
子育てをする上で、気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」の割合は、93.1%となっています。一方、「いない・ない」とする回答は3.4%となっています。

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

■ 子どもをみてくれる親族、知人・友人の有無＜複数回答＞（問6）



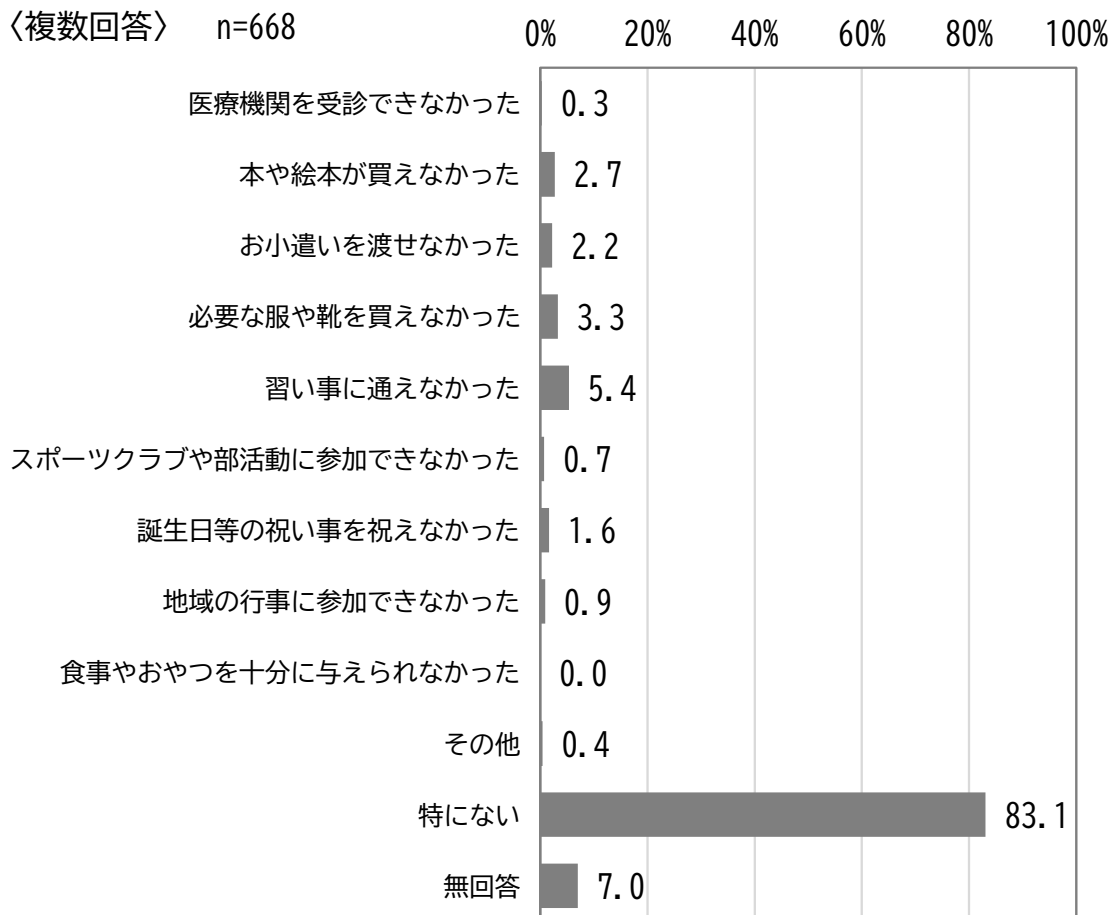
■ 気軽に相談できる人・場所の有無（問7）



おおむね直近1年における経済的理由による希望が叶わなかった経験については、「特にない」が83.1%と最も高く、次いで「習い事に通えなかった」が5.4%、「必要な服や靴を買えなかった」が3.3%となっています。

また、世帯類型別にみると、「特にない」とする回答は「ひとり親」世帯では69.1%、「ひとり親」以外の世帯ではすべて80%台となっており、「ひとり親」世帯に経済的な問題を抱える人が多いことが伺えます。

■経済的理由による希望が叶わなかった経験の有無＜複数回答＞（問8）



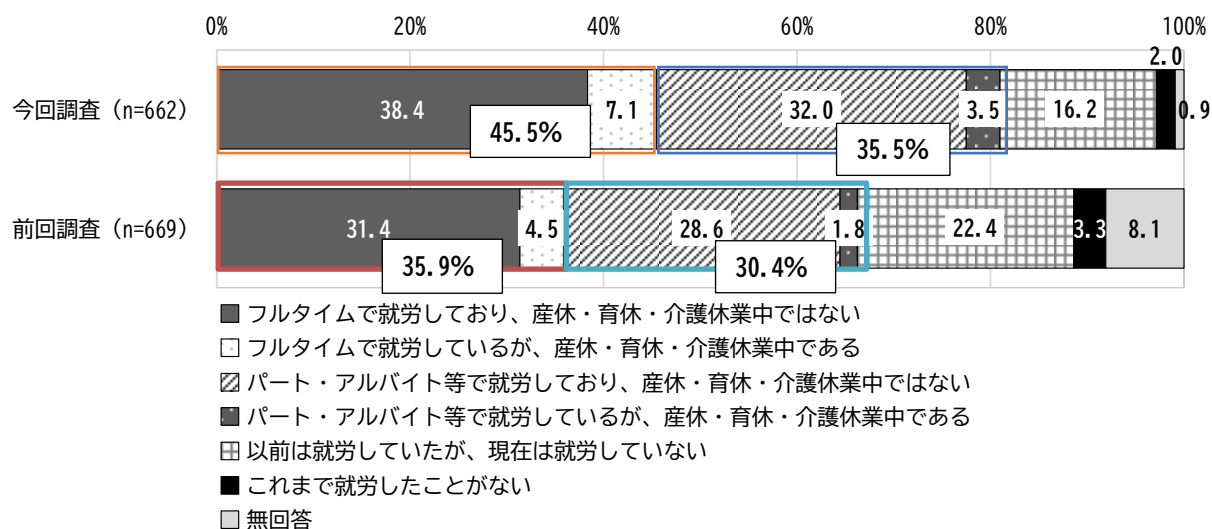
(5) 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、『フルタイム就労』が45.5%、『フルタイム以外で就労』が35.5%、『就労していない』人が18.2%となっています。父親は、「フルタイムで就労している」が9割を超えています。母親が、子どもの年齢に合わせて、時間制約の少ないパート就労をする様子がうかがえ、母親の育児と仕事の両立を求める状況が続いていると考えられます。また、前回調査と比べると、就労している母親は14.7ポイント増加しています。特に、フルタイムで就労している割合が高くなっており、働く環境が整備されてきたとともに、生計維持のための母親の役割は大きくなる傾向がうかがえます。

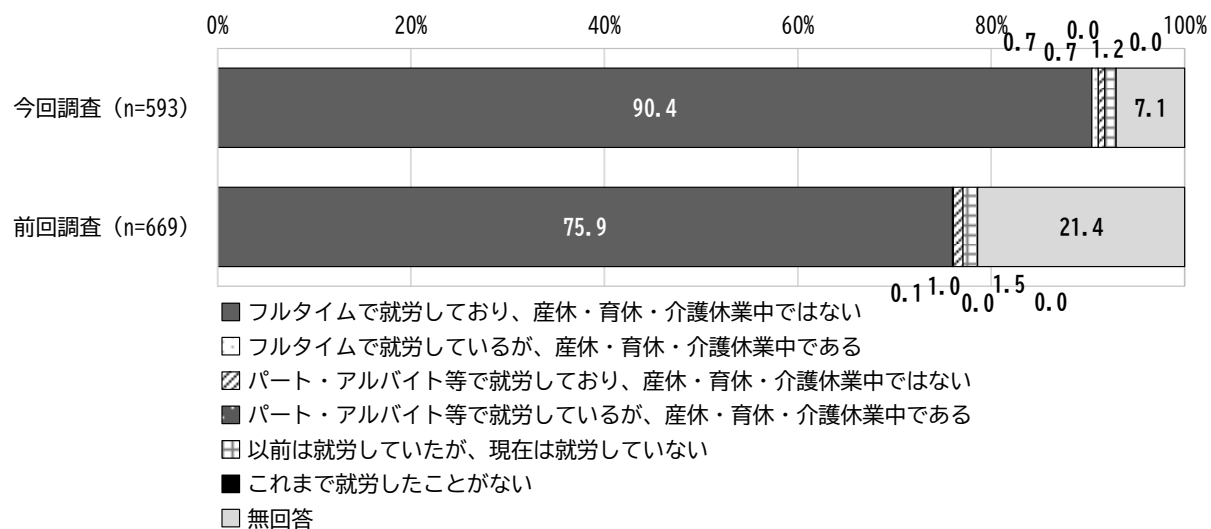
関連して、就学前児童の保護者における育児休業取得の状況をみると、母親の育児休業取得の割合は前回調査の31.8%から44.9%となり13.1ポイント増加しています。今回調査では、半数近くの母親が取得しており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透していることがわかります。しかし、父親についてみると、育児休業を取得した人は2.7%と、前回調査の3.4%から0.7ポイント減少しています。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「その他」が26.7%、「職場に育児休業の制度がなかった」が25.6%で上位となっています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が36.2%で最も高くなっています。母親における「職場に育児休業制度がなかった」の割合は前回調査の27.1%から25.6%となり1.5ポイント減少し、職場における制度の浸透があまり進んでいないことがうかがえます。今後も、さらなる雇用主及び被雇用者への周知徹底が求められています。

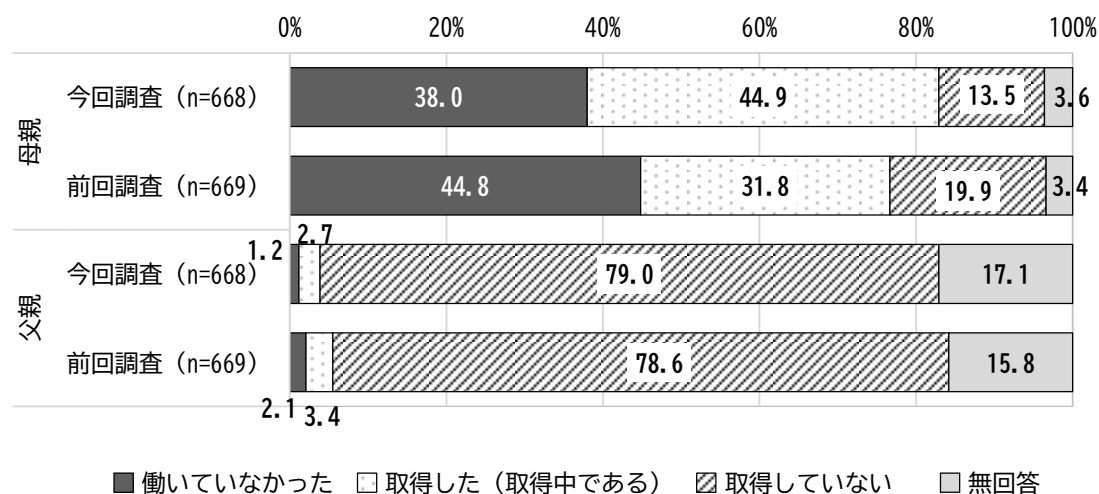
■ 母親の就労状況（問9（1））（※前回調査は無回答に母子・父子家庭を含む。）



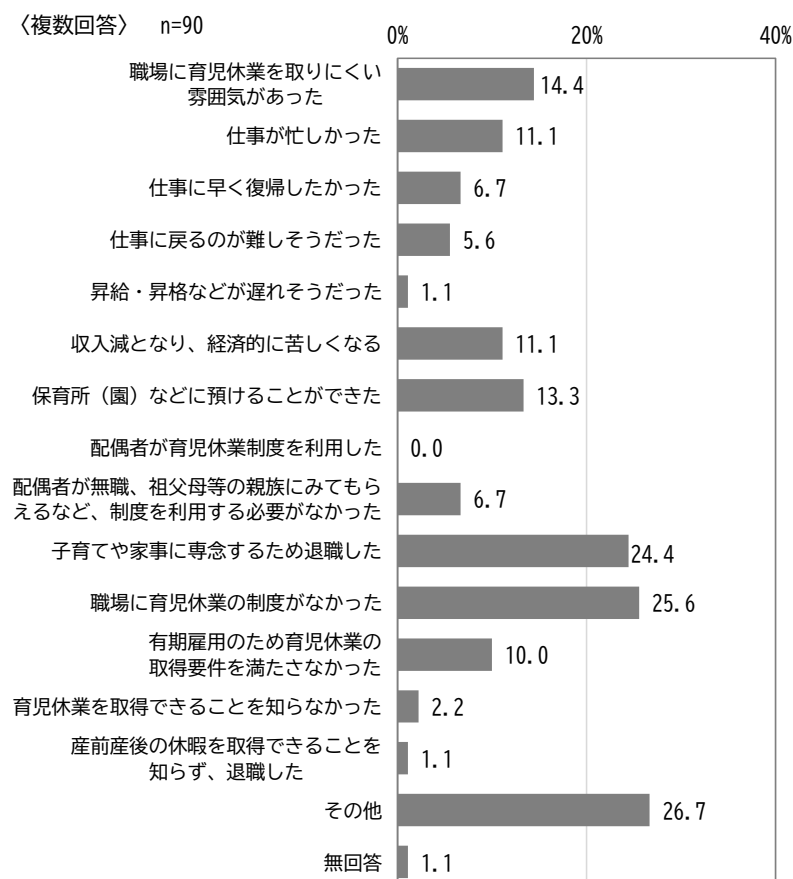
■ 父親の就労状況（問 9（2））（※前回調査は無回答に母子・父子家庭を含む。）



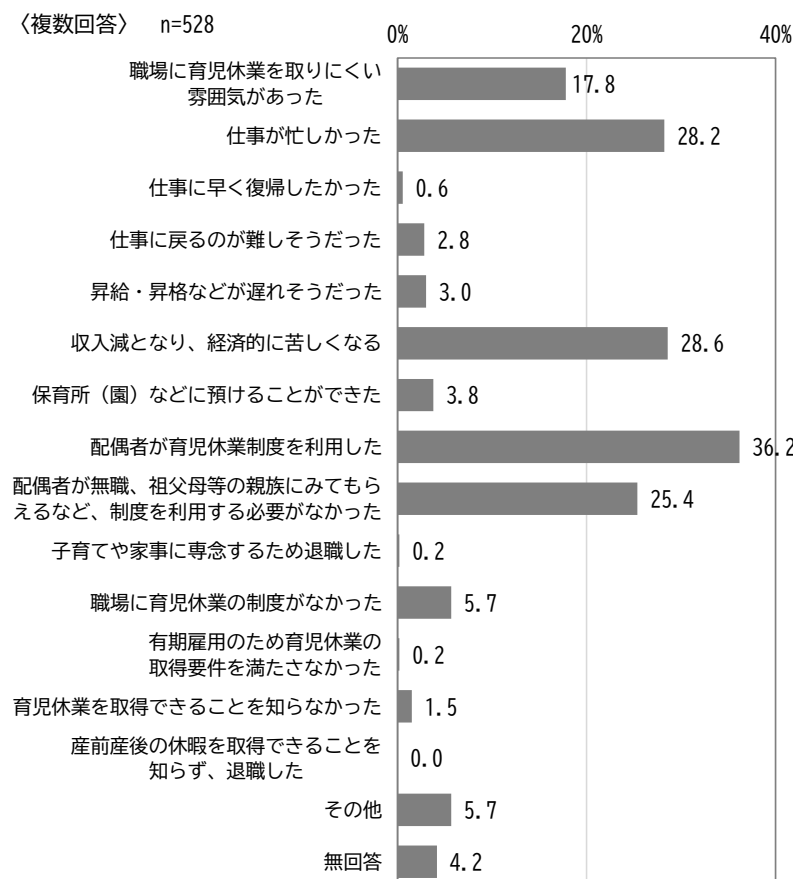
■ 育児休業の取得状況（問26）



■ 母親の育児休業をとっていない理由（問26）



■ 父親の育児休業をとっていない理由（問26）

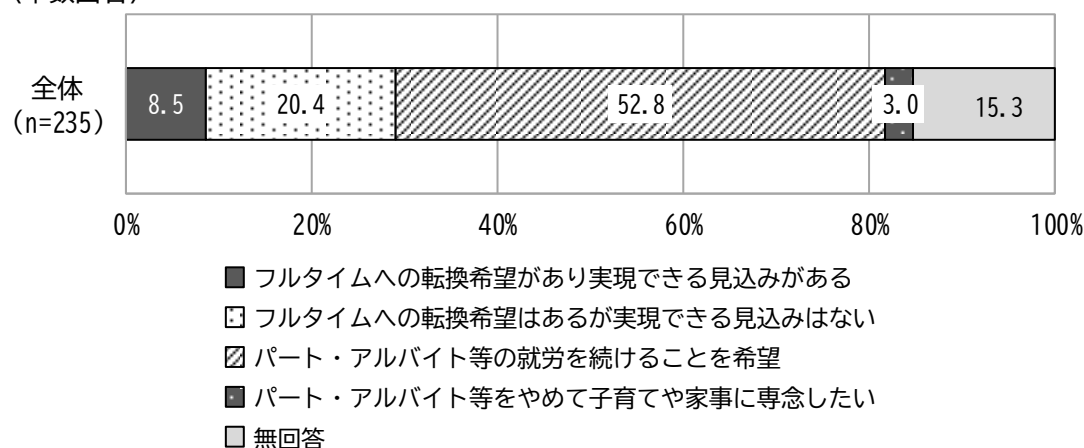


母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が52.8%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が20.4%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みはある」が8.5%となっています。

また、就労していない母親の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が35.0%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が29.2%、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」が13.3%となっています。

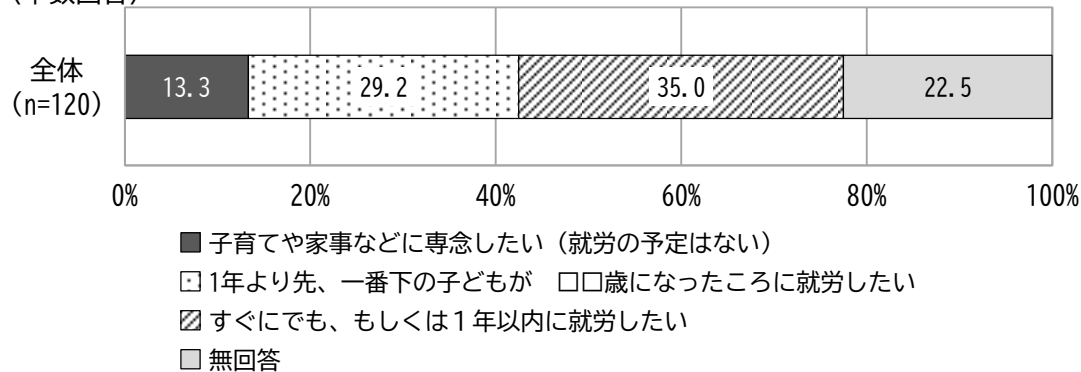
■母親のフルタイムへの転換希望（問10）

〈単数回答〉



■母親（非就労者）の就労意向（問11）

〈単数回答〉



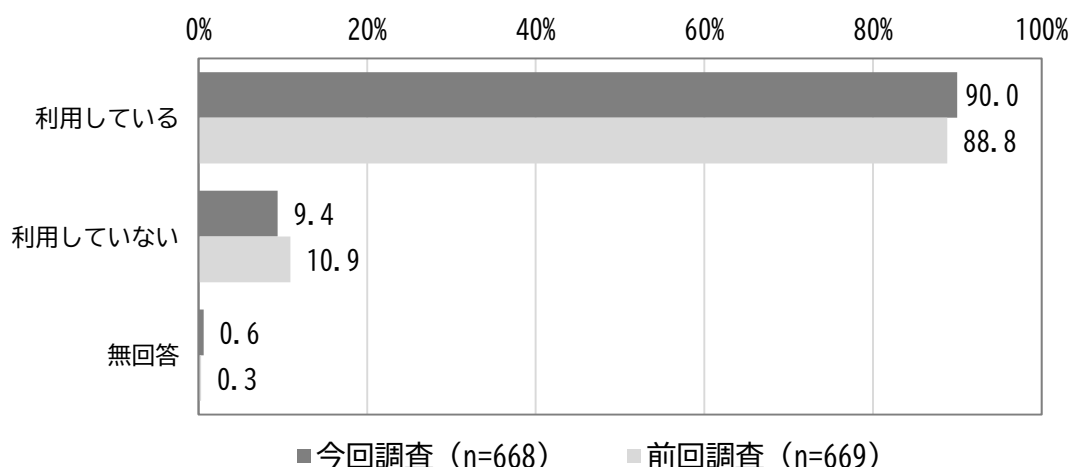
（６） 教育・保育の利用状況と利用意向

就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、前回調査の88.8%から90.0%となり1.2ポイント増加しています。利用している施設は、「認可保育所」が55.1%、「認定こども園」が29.5%となり、合わせて84.6%となっています。

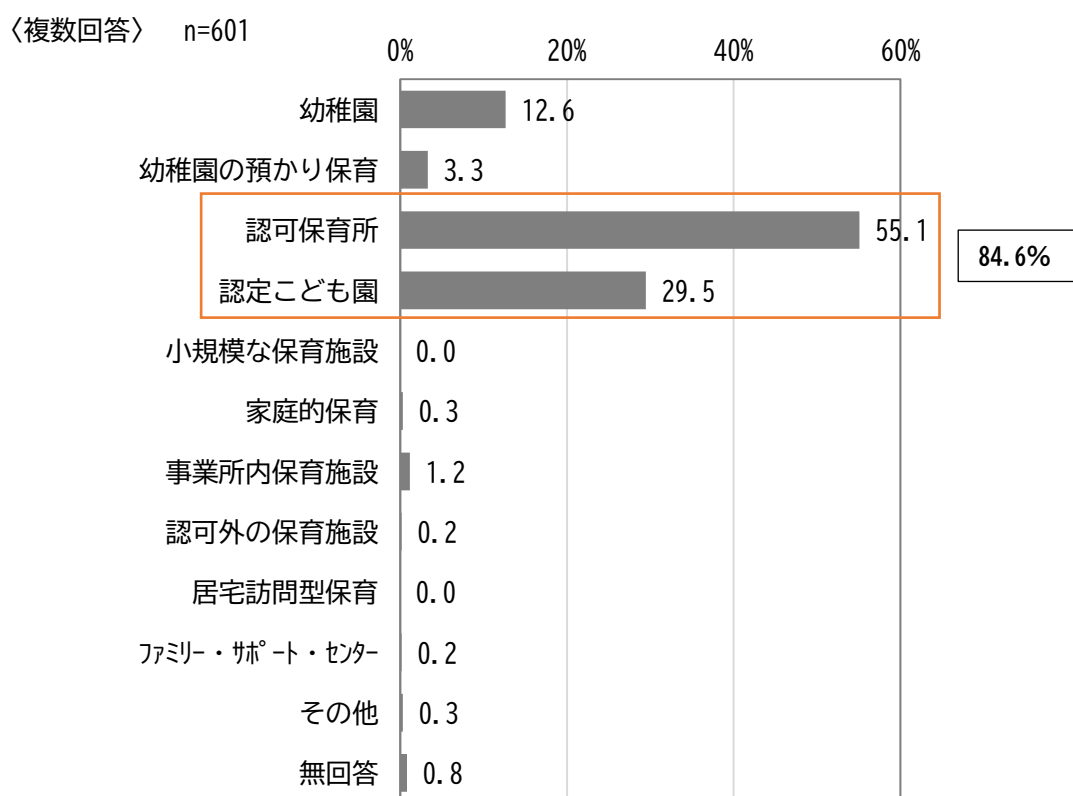
現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認可保育所」が56.1%、「認定こども園」が42.5%となっており、利用状況と同じ順位となっています。現在「幼稚園」を利用している人は12.6%、利用を希望する人は20.7%と実態より8.1ポイント高く、「幼稚園の預かり保育」で8.4ポイント、「認定こども園」でも13.0ポイント希望する人の割合が高くなっています。これら利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。

今後、全国的には、育児休業取得者の増加や幼児教育・保育の無償化の実施により、利用者の増加が見込まれていますが、本市においてもこれらの潜在的なニーズについての的確に把握し、事業の供給体制を検討する必要があります。

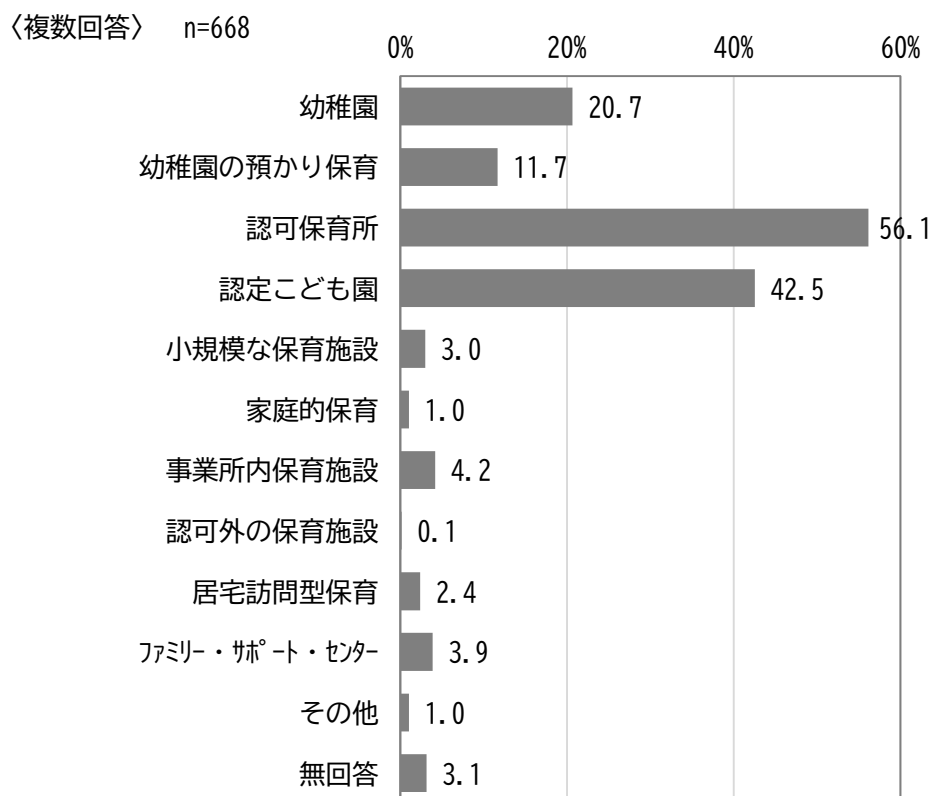
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況（問12）



■現在利用している定期的な教育・保育事業（問12-1）



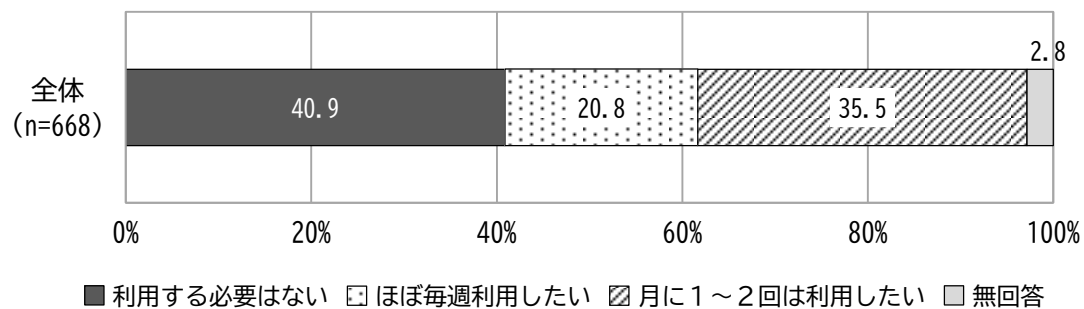
■今後、定期的にご利用したい教育・保育事業（問13）



土曜日の利用意向については、「利用する必要はない」が40.9%、「月に1～2回は利用したい」が35.5%、「ほぼ毎週利用したい」が20.8%となっています。

■土曜日の利用意向（問16）

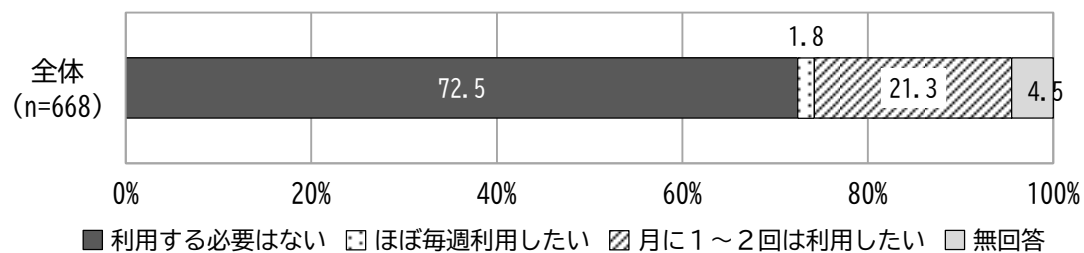
〈単数回答〉



日曜日・祝日の利用意向については、「利用する必要はない」が72.5%、「月に1～2回は利用したい」が21.3%、「ほぼ毎週利用したい」が1.8%となっています。

■日曜日・祝日の利用意向（問16）

〈単数回答〉

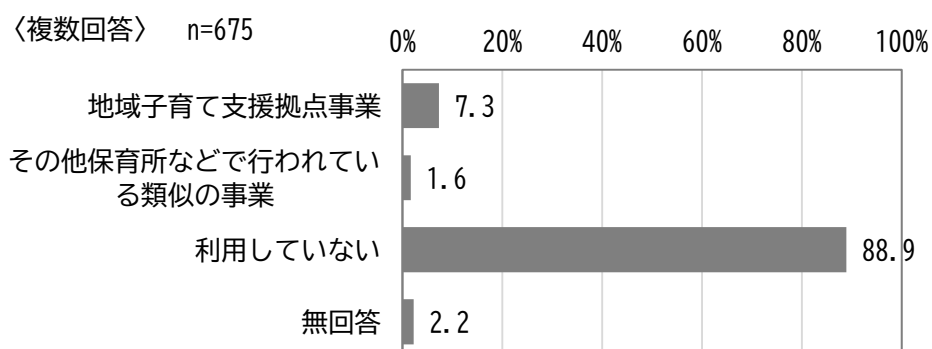


(7) 地域子育て支援拠点事業の利用状況等について

「利用していない」が88.9%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が7.3%、「その他保育所などで行われている類似の事業」が1.6%となっています。

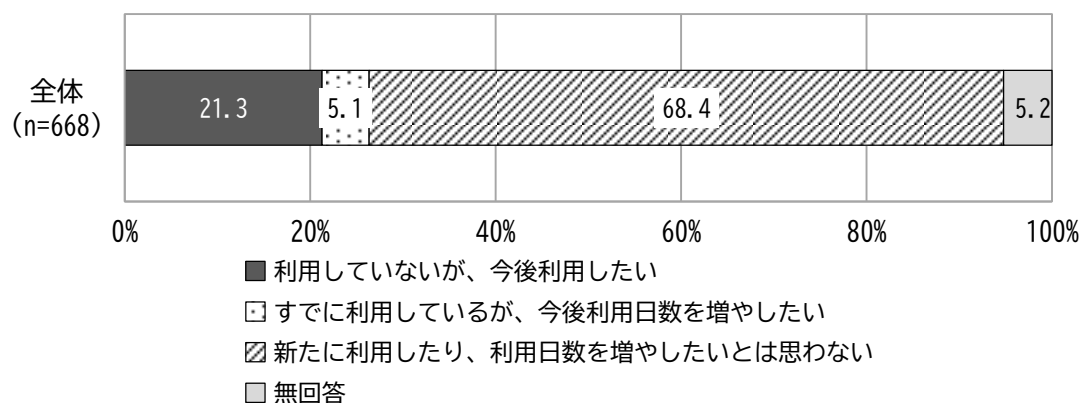
また、地域子育て支援拠点事業の今後の利用については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が68.4%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が21.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が5.1%となっています。

■現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況（問14）



■地域子育て支援拠点事業の利用希望（問15）

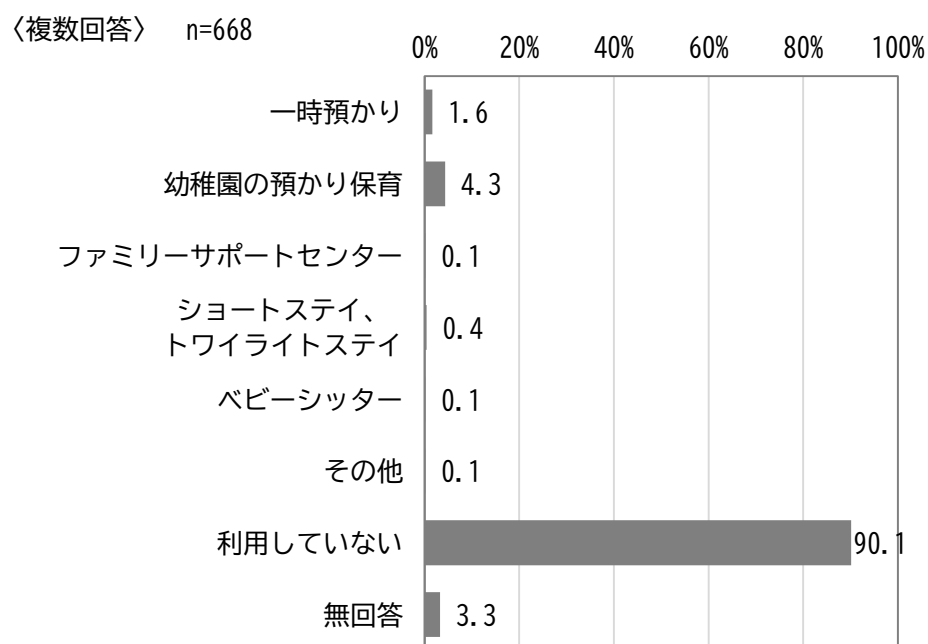
〈単数回答〉



（８） 不定期の教育・保育事業の利用について

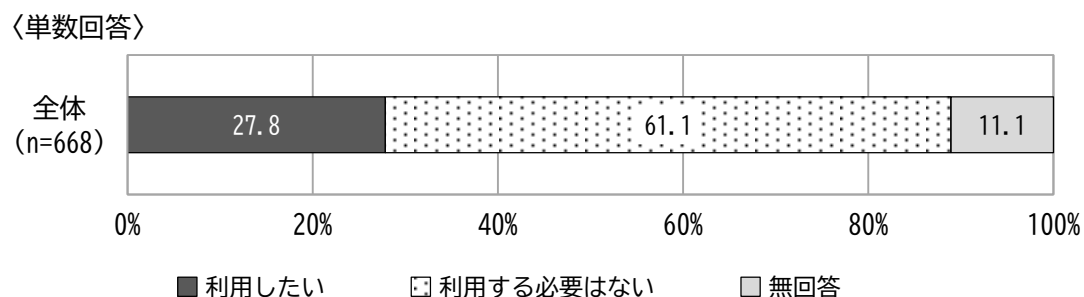
不定期に利用している事業については、「利用していない」が90.1%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が4.3%、「一時預かり」が1.6%となっています。

■ 不定期に利用している事業（問19）



一時預かりなどの今後の利用意向については、「利用したい」が27.8%、「利用する必要はない」が61.1%となっています。

■ 一時預かりなどの今後の利用意向（問20）



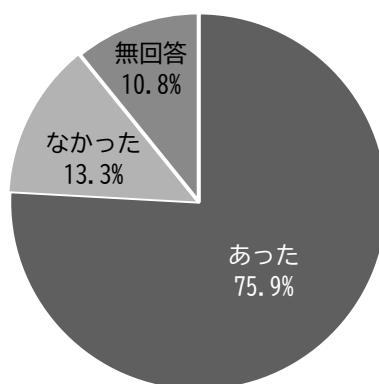
（９） 子どもの病気の際の対応について

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無については、「あった」が75.9%、「なかった」が13.3%となっています。

また、病気やけがの際の対処方法については、「母親が休んだ」が73.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が34.2%、「父親が休んだ」が25.7%となっています。

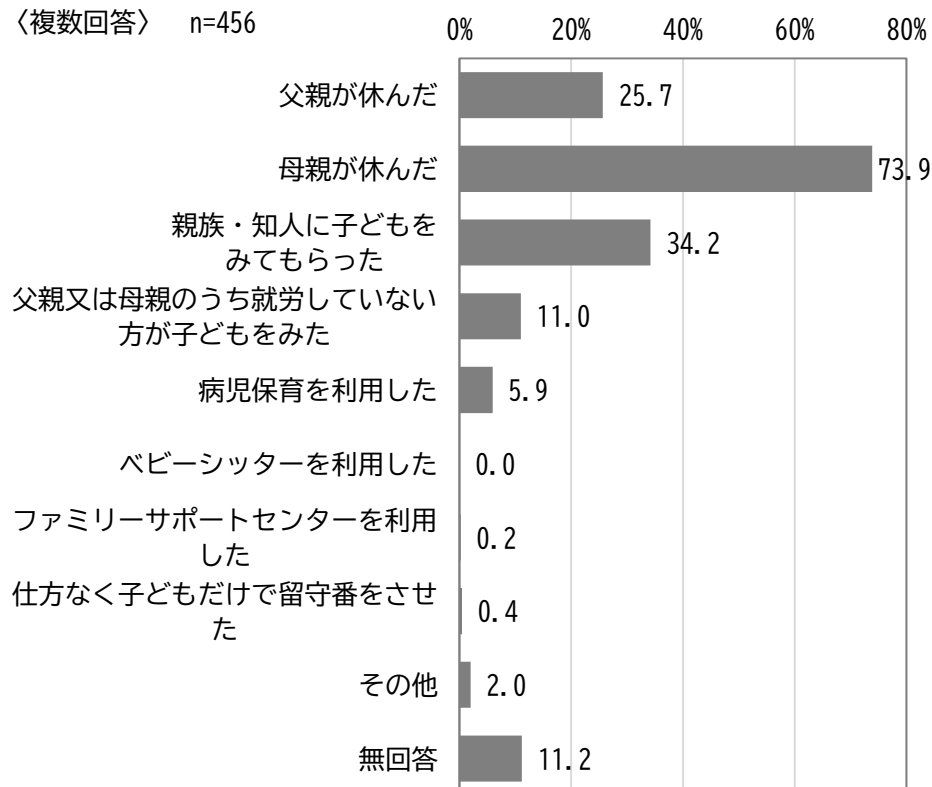
■ 病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験（問18）

〈単数回答〉
n=601



■ その際の対処方法（問18-1）

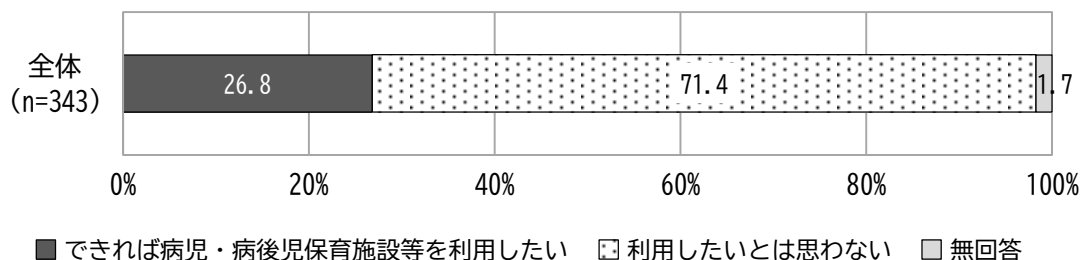
〈複数回答〉 n=456



子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合に、両親のいずれかが仕事を休んだと回答した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が26.8%、「利用したいとは思わない」が71.4%となっています。

■病児・病後児保育施設の利用意向（問18-2）

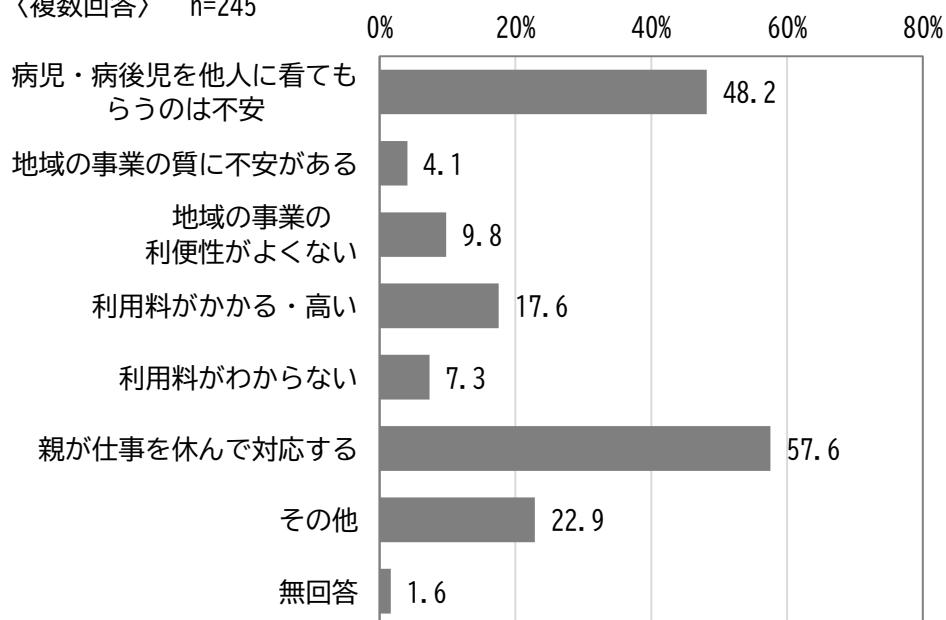
〈単数回答〉



病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由については、「親が仕事を休んで対応する」が57.6%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が48.2%、「その他」が22.9%となっています。

■病児・病後児保育施設の利用意向（問18-4）

〈複数回答〉 n=245



(10) 小学校における放課後の過ごし方

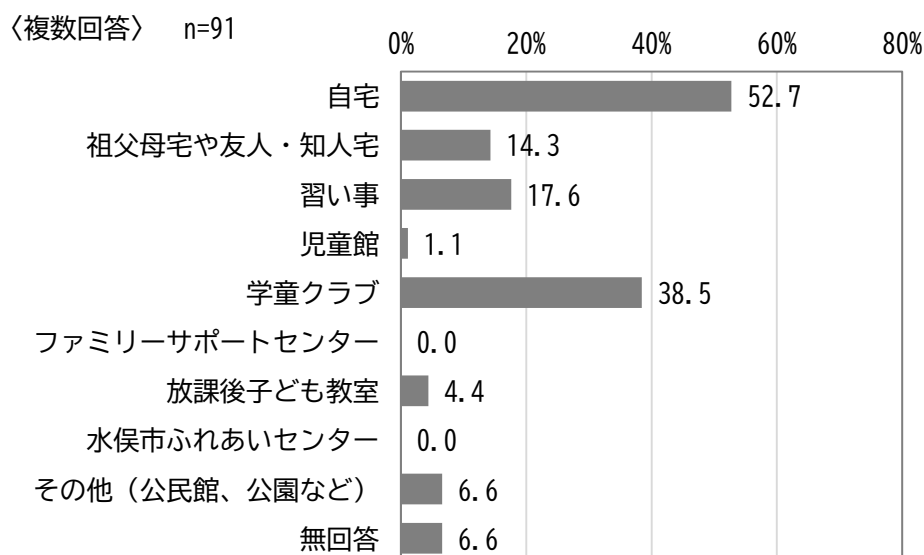
小学校入学を控える児童の保護者の、小学校入学後における低学年の放課後の過ごし方の希望は、「自宅」が52.7%と最も高く、「学童クラブ」が38.5%となっています。

また、平日の学童クラブの利用希望日数は「5日」、終了時間は、「17時～19時」が最も高くなっています。

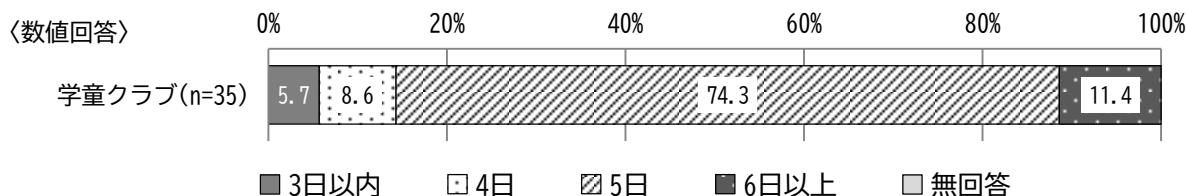
一方、19時以降という回答も2.9%存在するなど、学童クラブの終了時間とマッチしていない世帯も一部に見受けられます。また、学童クラブの利用希望のうち、土曜日、長期の休暇期間中に4割程度が利用を希望しています。

働く保護者にとって、学童クラブは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った学童クラブを維持していくことが求められています。

■低学年の放課後の過ごし方（問22）

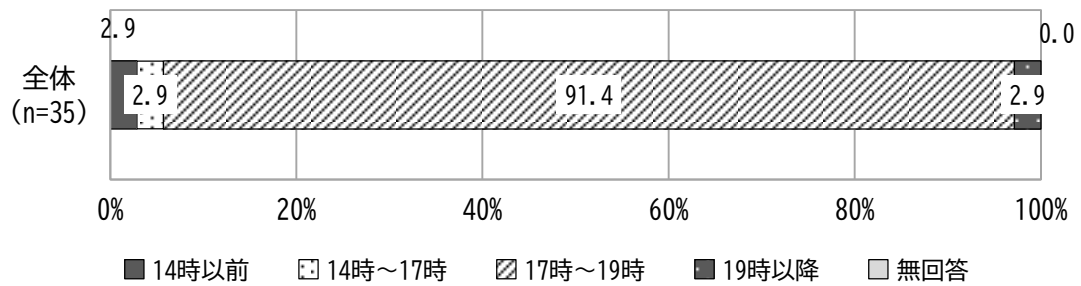


■低学年の学童クラブの利用希望日数（問22）



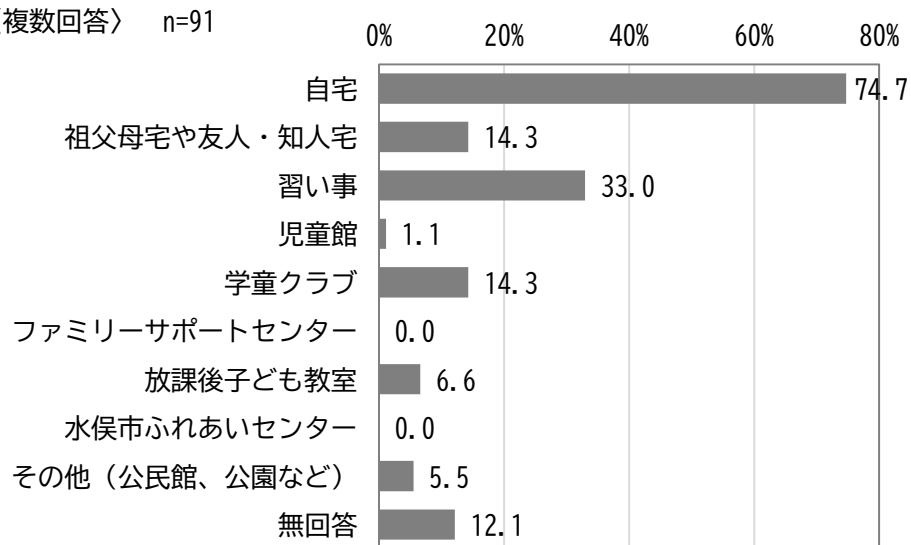
■低学年の学童クラブの希望終了時間（問22）

〈数値回答〉



■高学年の放課後の過ごし方（問23）

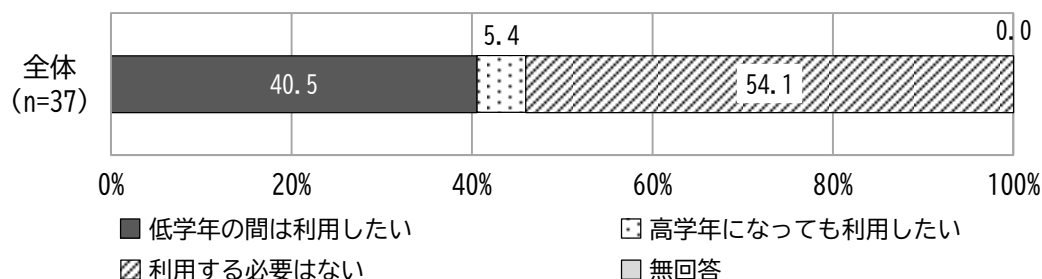
〈複数回答〉 n=91



学童クラブの土曜日の利用希望については、「利用する必要はない」が54.1%、「低学年の間は利用したい」が40.5%、「高学年になっても利用したい」が5.4%となっています。

■学童クラブの土曜日の利用希望（問24）

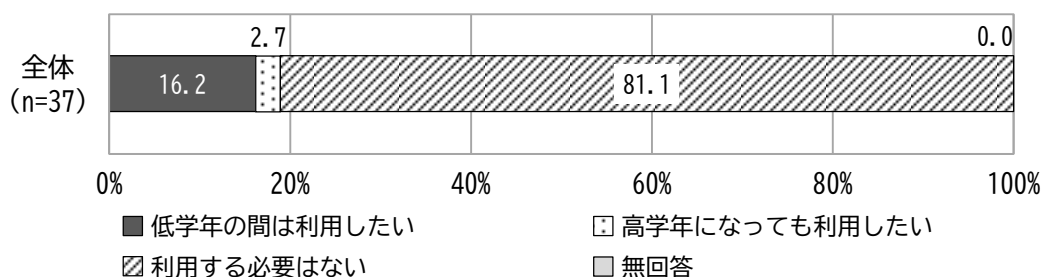
〈単数回答〉



学童クラブの日曜・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が81.1%、「低学年の間は利用したい」が16.2%、「高学年になっても利用したい」が2.7%となっています。

■学童クラブの日曜・祝日の利用希望（問24）

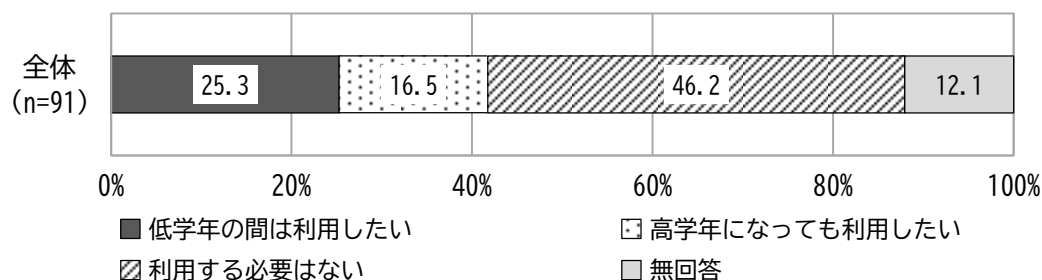
〈単数回答〉



学童クラブの長期の休暇期間中の利用希望については、「利用する必要はない」が46.2%、「低学年の間は利用したい」が25.3%、「高学年になっても利用したい」が16.5%となっています。

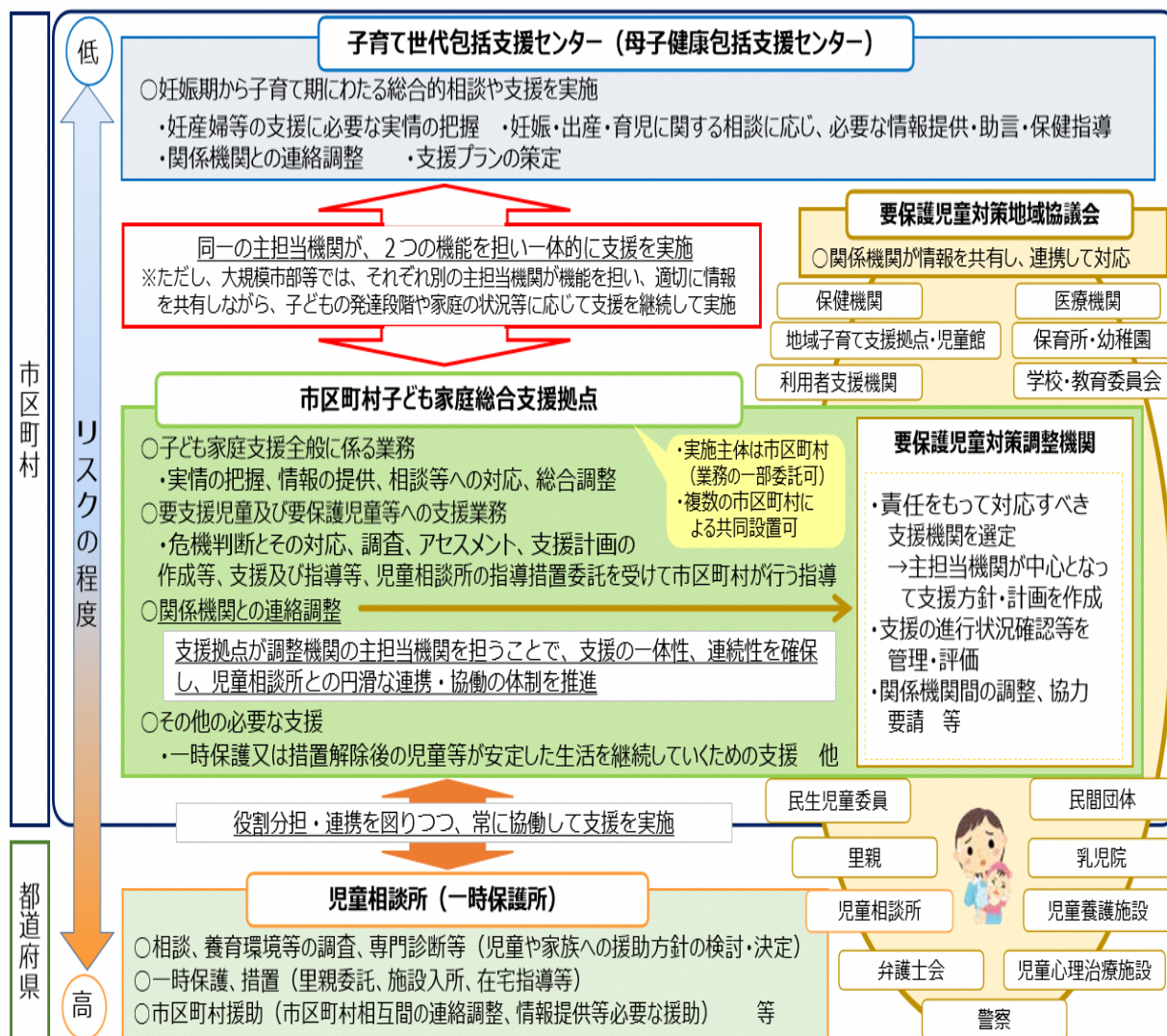
■学童クラブの長期期間中の利用希望（問25）

〈単数回答〉



2 児童等に対する必要な支援を行う体制

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

3 水俣市教育大綱

水俣市教育大綱

対象期間 (平成30年度～ 平成33年度)

◆ 基本理念

「郷土の^{あす}明日をつくる、心豊かな人づくり」

◆ 水俣市の教育 3つの決意

1 水俣を担う熱意あふれる人材を育成します

家庭、学校、地域や企業等が一体となって、地域社会の資源や特色を活かしながら、活気ある水俣を創造していく熱意あふれる人材を育てていきます。

2 知・徳・体を育む学校教育を推進します

誰もが楽しく学ぶことができる学校づくりを推進し、一人ひとりを大切にしながら、確かな学び・豊かな心・健やかな体を育てていきます。

3 水俣の力と誇りを育む社会教育を推進します

社会教育を充実させ、水俣文化の創造・スポーツを通じた交流・個々の生きがいづくりを推進し、市民の力と誇りを育てていきます。

平成30年4月1日

水俣市長

高岡利治

4 水俣市子ども・子育て会議委員名簿

	委員氏名	関係機関・団体・職名
1	宮竹 克英	水俣市芦北郡医師会 会長(宮竹小児科医院 院長)
2	坂本 博子	水俣市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)代表
3	○ 田中 健太郎	水俣市保育園協会会長(はつの・あそびの森こども園 園長)
4	関 満能	水俣市私立幼稚園協会 会長(さわらびこども園 園長)
5	◎ 堀 浄信	児童養護施設 光明童園 園長
6	山田 寿美子	学童クラブ代表(ふくろふれあい学童クラブ)
7	笠 大佑	児童発達支援センターにこにこ センター長
8	森下 知恵子	水俣市私立幼稚園PTA連合会 会長
9	岡崎 秋人	水俣市PTA連絡協議会 会長
10	釜 美智子	水俣市こどもセンター運営委員会 委員代表

◎ 会長 ○副会長

水俣市第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行 水 俣 市

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番53号

Tel : 0966-61-1660 Fax : 0966-63-9044
